

県庁生協総合福祉制度のご案内

みなさんと
共に歩んで
39年

遺族生活年金プラン

(こども特約付年金払特約付新・団体定期保険【生命保険】)

遺族生活年金プラン・プラス

(年金払特約付半年払保険料併用特約付
障害特約付新・団体定期保険【生命保険】)

短期傷病休業給付プラン

(特定精神障害給付特約付初期支援給付特約付
団体総合就業不能保障保険【生命保険】)

長期療養収入補償プラン

(精神障害補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】)

医療保障プラン+

手術・7大疾病・介護加算プラン

(短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】
+医療保険【損害保険】)

医療保障(先進医療加算)プラン

(家族特約付疾病入院給付特約付災害入院給付特約付
集中治療給付特約付退院給付特約付先進医療給付
特約付無配当団体医療保険【生命保険】)

3大疾病保障プラン

(リビング・ニース特約付、代理請求特約[Y]付
集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】)

傷害ワイドプラン

(熱中症補償特約付食中毒補償特約付天災補償特約付
普通傷害保険(青年アクティブ型)【損害保険】)

傷害プラン

(熱中症補償特約付食中毒補償特約付
天災補償特約付普通傷害保険【損害保険】)

退職後継続保障プラン

(リビング・ニース特約付、代理請求特約[Y]付
集団扱無配当定期保険(Ⅱ型)【生命保険】)

本制度の特長

●手ごろな保険料で充実した保障

相互扶助のしくみで運営されており、保険料がお手ごろです。

●毎年見直しができ、手続きが簡単

ライフスタイルの変化に応じた必要な保障を、毎年手軽に見直
せます。

●請求の手続きが安心・迅速

ご請求の際は、茨城県庁生活協同組合が窓口となり、お手続きを
しっかりサポートします。

●配当金で実質的な負担を軽減

年に1回、収支計算を行い、剰余金は配当金として還付します。

「遺族生活年金プラン」に「遺児育英型」を導入しました! (2024年1月1日)

組合員に万一のこと(死亡・高度障害)があった場合の
お子さまの教育費を準備できるようになりました

※【契約概要】【注意喚起情報】はP78～P83に記載しています。ご加入前に必ずご確認ください。
※新規加入される際は、保障内容や支払保険料を必ずご確認ください、内容をご理解いただいたうえで申込書をご
提出ください。

お問い合わせ先

加入手続き等に関する
お問い合わせ先

☎ 0120-660-360

明治安田生命保険相互会社 公法人第二部 法人営業第二部

受付期間 2024年9月3日(火)～2024年9月30日(月) (9:00～17:00 除土日・祝日)

※受付期間終了後は03-5289-7145まで

告知内容
に関して

☎ 0120-661-320

【受付時間】

9:00～17:00(除土日・祝日)

申込締切日

2024年9月30日(月)

責任開始期(加入日)

2025年1月1日(水)

※「責任開始期」はお支払いに関して重要な事項になります。詳細はパンフレットの中をご確認ください。

茨城県庁生活協同組合

TEL: 029-301-6150

県庁生協総合福祉制度 全体イメージ(保障範囲)

制度全体イメージ
ご注意事項

制度のしくみ

(遺族生活年金プラン)(遺族生活年金プラン・プラス)(医療保障プラン)(短期傷病休業給付プラン)

1年ごとに収支計算を行って、剰余金が生じた場合に加入者に配当金として還付します。
ただし、期間途中で脱退された場合は配当金はありません。

※原則として期間途中での脱退はお取り扱いいたしかねます。



(期間)1月1日～12月末日までの1年間

- ※加入期間は2025年1月1日から2025年12月末日までの1年間でその後、毎年更新します。
- ※「傷害プラン」、「傷害ワイドプラン」、「手術・7大疾病・介護加算プラン」、「医療保障(先進医療加算)プラン」、「3大疾病保障プラン」、「退職後継続保障プラン」および「長期療養収入補償プラン」については配当金がありません。
- ただし、「3大疾病保障プラン」・「退職後継続保障プラン」については途中解約した場合、ご加入年齢、加入期間等によっては解約返戻金をお支払いする場合がございます。
- ・配当率は、今後変動することがありますので将来のお支払いを約束するものではありません。
- ・配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

2023年度の配当実績

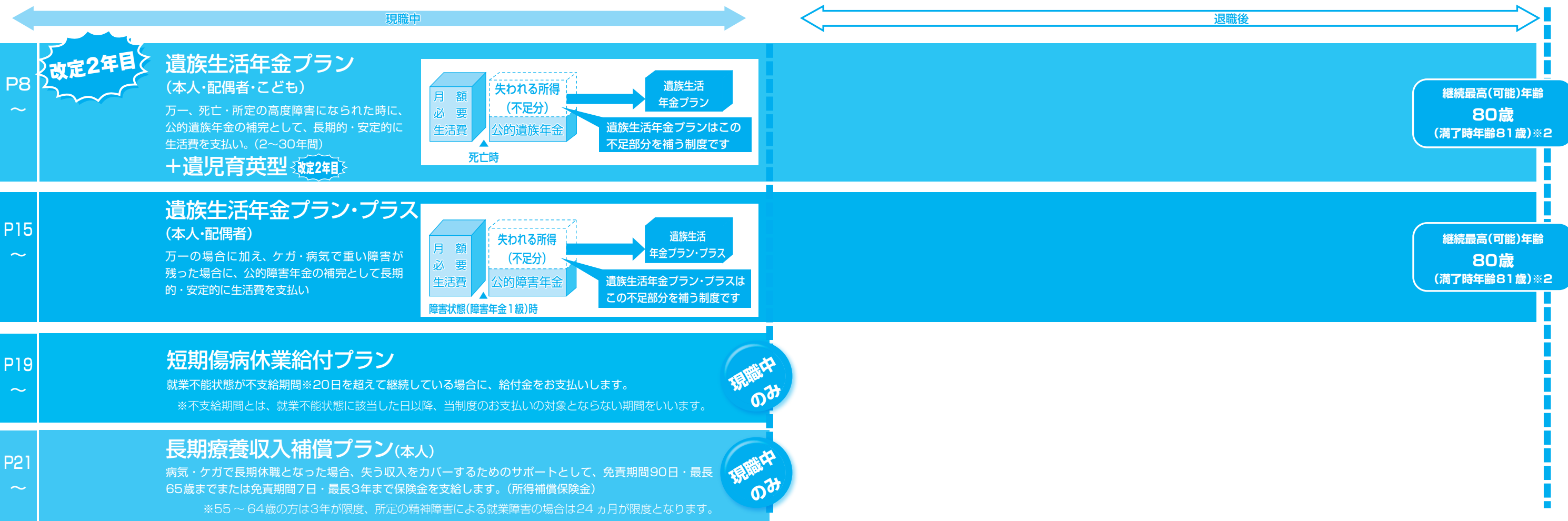
遺族生活年金プラン	約	55.2%
遺族生活年金プラン・プラス	約	48.5%
医療保障プラン	約	35.5%
短期傷病休業給付プラン	約	12.6%

年間スケジュール(予定)

1月	・更新日
2月	
3月	・配当金還付 ・県庁生協登録口座にお返しします
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	変更手続き期間
10月	
11月	
12月	・加入内容のお知らせ 配付

ひばり会の方へ 退職後の新規加入はできません。
退職後継続をするためには現職中の加入が必要となります。

制度の全体図



現職中のみ

現職中のみ

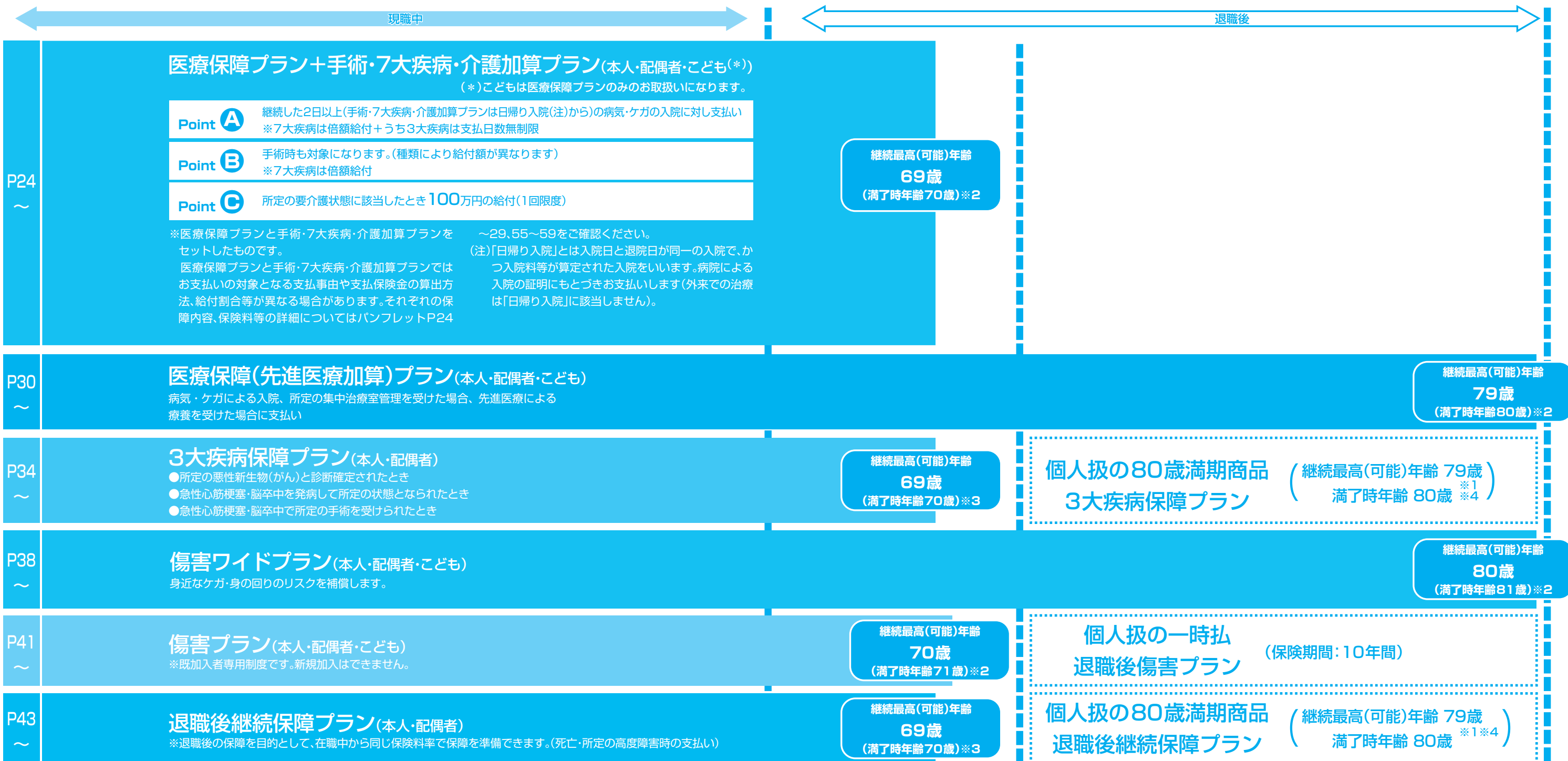
継続最高(可能)年齢
80歳
(満了時年齢81歳)※2

継続最高(可能)年齢
80歳
(満了時年齢81歳)※2

県庁生協総合福祉制度 全体イメージ(保障範囲)

制度全体イメージ
ご注意事項

制度の全体図



個人扱の80歳満期商品
3大疾病保障プラン (継続最高(可能)年齢 79歳^{※1}
満了時年齢 80歳^{※4})

個人扱の一時払
退職後傷害プラン (保険期間:10年間)

個人扱の80歳満期商品
退職後継続保障プラン (継続最高(可能)年齢 79歳^{※1}
満了時年齢 80歳^{※4})

69歳時 加入希望確認 → 個人扱継続の意思確認実施

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
 ※1記載の個人扱の退職後保険商品について、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。
 ※2遺族生活年金プラン、遺族生活年金プラン・プラス、医療保障プラン+手術・7大疾病・介護加算プラン、医療保障(先進医療加算)プラン、傷害ワイドプラン、傷害プランの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。
 ※3ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間満了後は80歳まで自動更新の取扱いとなります。また、更新後の掛金は、

更新時の年齢および保険料率により計算します。3大疾病保障プラン、退職後継続保障プランの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。
 ※4個人扱3大疾病保障プラン、個人扱退職後継続保障プランの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。
 個人扱の退職後保険商品については、別途配付の正規パンフレットをご参照願います。

医療保障プランから、退職後に退職後終身医療保険へ移行(加入)できます。退職後終身医療保険の商品内容等については引受会社(明治安田生命保険相互会社)の担当部署までお問い合わせください。記載の保険商品について、今後の環境の変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。

ご注意事項 (お支払いの対象について)

(*）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

【今回新規加入または増額される方へ】 下記の「事例1」～「事例3」のような場合は、お支払いの対象になりませんのでご注意ください。

■ご加入日（2025年1月1日）以前の発症によるお支払いについて

高度障害保険金は加入日（*）以後に（業務上業務外を問わず）発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合、入院給付金については加入日（*）以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したときにお支払いの対象となりますので、その原因が2025年1月1日以前である場合はお支払いの対象となりません。

お支払事由等の詳細については、遺族生活年金プランは44～45ページ、遺族生活年金プラン・プラスは46～47ページ、短期傷病休業給付プランは48～52ページ、長期療養収入補償プランは53～54、76～77ページ、医療保障プランは55～56ページ、手術・7大疾病・介護加算プランは57～59、76ページ、医療保障（先進医療加算）プランは60～64ページ、3大疾病保障プランは65～66ページ、傷害ワイドプランは67～70、76ページ、傷害プランは71～72、76ページ、退職後継続保障プランは73～75ページをご確認ください。

下記事例はご請求時におけるご照会の多かった事例を記載しています。

※責任開始期（加入日）2025年1月1日の場合

事例1) 医療保障プラン+手術・7大疾病・介護加算プラン

〈2025年1月1日に医療保障プラン+手術・7大疾病・介護加算プランに新規加入した場合〉

病気で入院したのに、給付金が支払われなかった！



加入日（2025年1月1日）前から治療中の病気があった場合、その病気で支払事由に該当した場合は給付金・保険金はお支払いできません。

告知日（申込日）以降の発病であっても、お支払いの対象にはなりません。

※ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。



入院給付金・保険金のお支払い対象になりません。

事例2) 傷害ワイドプラン

疲労骨折したのに保険金が支払われなかった！



傷害ワイドプランのお支払については「**急激・偶然・外来**」による事故・ケガであるかどうかを査定のポイントとなります。

※「急激かつ偶然な外来の事故」とは、突発的に発生し、予知されない出来事で、傷害の原因が体の外からの作用による事故を指します。「急激かつ偶然な外来」の条件を欠く傷害には、靴ずれ、しもやけ、日焼け、各種職業病などがあります。

使いすぎによる疲労骨折や腱鞘炎・他覚症状のないむちうち症などは、お支払いの対象になりません。

※法令に定める酒気帯び運転による事故、無免許運転による事故の場合もお支払いの対象にはなりません。

事例3) 特定疾病保険金（3大疾病保障プラン）

■『上皮内新生物』はお支払いの対象となりません！

★「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。
なお、国際対がん連合（UICC）のTNM分類が「T a」（膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん）、「Tis」（上皮内がんまたは非浸潤がん）はお支払対象外です。

されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日（*）以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、加入日（*）前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。

■「加入日（*）前を含めてはじめて診断確定されたがん」がお支払い対象です！

★ご加入前にお支払対象のがんと診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象のがんに診断確定

■「乳房の悪性新生物（乳がん）」については、加入日（2025年1月1日）から、その日を含めて90日を経過した後に診断確定された場合にお支払い対象となります。

なるほど…
一口に「がん」といってもいろいろなケースがあるのね。
勉強になったわぁ…





ご注意事項

(お支払いの対象について)

(*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

【今回新規加入または増額される方へ】 下記の「事例4」のような場合は、お支払いの対象になりませんのでご注意願います。

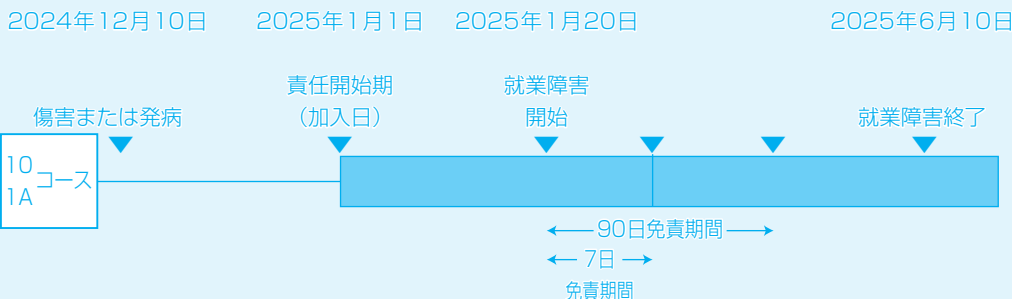
事例4) 長期療養収入補償プラン

〈2025年1月1日に長期療養収入補償プランに新規加入した場合〉

休職したのに
保険金が支払
われなかった!



責任開始期（2025年1月1日）前に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、所定の就業障害が、免責期間を超えて継続した場合はお支払いの対象になりません。ただし、この場合でも2025年1月1日以降1年を経過した後に就業障害になったときは、保険金のお支払いの対象となります。



保険金の
お支払い対象
になりません。

〈遺族生活年金プラン〉〈遺族生活年金プラン・プラス〉〈医療保障プラン〉〈医療保障(先進医療加算)プラン〉
〈3大疾病保障プラン〉〈短期傷病休業給付プラン〉〈退職後継続保障プラン〉

保険会社からのお願い・ご注意

〈保険金・給付金のご請求について〉

- 保険金・給付金の支払事由が生じたときは、すみやかに茨城県庁生活協同組合（以下「保険契約者」といいます。）にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。
- 保険金・給付金を請求する権利は、お支払い事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。
- ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。

〈改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について〉

- ご加入の本人・配偶者・ごどもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受会社へご通知ください（変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます）。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

改定2年目

加入対象者	本人	配偶者・子ども
加入要件	—	本人が遺族生活年金プランに加入

遺族生活年金プラン

(子ども特約付年金払特約付新・団体定期保険【生命保険】)

80歳まで
継続可能!制度全体イメージ
ご注意事項
遺族生活年金プラン

意向確認【ご加入前のご確認】

遺族生活年金プランは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。
ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

退職者の取扱い

2025年3月末退職者で「ひばり会」会員になられた場合は、80歳（保険年齢）までご継続いただけます。
※ただし、退職後については極力1,000万円以下でお申込みください。

ご注意

●死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金または年金としてお支払いします。

**責任開始期(加入日)前に発生した傷害や疾病が原因である場合には、
保険金等がお支払いできない場合がありますのでご注意ください。**

(2025年1月1日)

保障内容

●『遺族生活年金プラン』の保障内容（死亡・高度障害のとき） [加入対象区分：本人・配偶者・子ども]

加入対象区分	コース	保険金額(年金原資) 月額部分 死亡・高度障害 死亡・高度障害保険金	年金受取額		
			月額受取額	受取期間	受取総額
本人	12	6,000 万円	約 19.0 万円	年	約 6,840 万円
	11	5,500	17.4	30	6,270
	10	5,000	15.8		5,700
	9	4,500	14.2		5,130
	8	4,000	14.8		4,450
	7	3,500	12.9	25	3,893
	6	3,000	11.1		3,337
	5	2,500	11.3	20	2,715
	4	2,000	9.0		2,172
	3	1,500	8.8		1,590
	2	1,000	8.6	10	1,035
	1	500	8.4	5	505
	30	300	一時金受取		
15	150	一時金受取			
配偶者	2,500	2,500	約 11.3 万円	20	約 2,715 万円
	2,000	2,000	9.0		2,172
	1,500	1,500	8.8		1,590
	1,000	1,000	8.6		1,035
	800	800	13.4	5	808
	500	500	8.4		505
	300	300	一時金受取		
	150	150	一時金受取		
子ども	400	400	一時金受取		

※記載の年金額は定額型の場合の受取額です。

※受取期間・受取月額是一例です。支払請求時に2年以上30年以内で選択いただけます。
(年金金額により、受取年数に上限があります。)

●『遺族生活年金プラン』の月額保険料

(単位：円)

年齢区分	18～35歳		36～40歳		41～45歳		46～50歳		51～55歳		56～60歳		61～65歳		66～70歳						
	性別 申込 コース 保険金額	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性				
本人	12	4,740	3,120	6,000	5,160	8,100	6,180	11,820	9,000	18,060	12,660	27,480	16,800	61歳以上の方については、 1,000万円(2コース)以下から ご選択ください。							
	11	4,345	2,860	5,500	4,730	7,425	5,665	10,835	8,250	16,555	11,605	25,190	15,400								
	10	3,950	2,600	5,000	4,300	6,750	5,150	9,850	7,500	15,050	10,550	22,900	14,000								
	9	3,555	2,340	4,500	3,870	6,075	4,635	8,865	6,750	13,545	9,495	20,610	12,600								
	8	3,160	2,080	4,000	3,440	5,400	4,120	7,880	6,000	12,040	8,440	18,320	11,200								
	7	2,765	1,820	3,500	3,010	4,725	3,605	6,895	5,250	10,535	7,385	16,030	9,800								
	6	2,370	1,560	3,000	2,580	4,050	3,090	5,910	4,500	9,030	6,330	13,740	8,400								
	5	1,975	1,300	2,500	2,150	3,375	2,575	4,925	3,750	7,525	5,275	11,450	7,000								
	4	1,580	1,040	2,000	1,720	2,700	2,060	3,940	3,000	6,020	4,220	9,160	5,600								
	3	1,185	780	1,500	1,290	2,025	1,545	2,955	2,250	4,515	3,165	6,870	4,200								
	2	790	520	1,000	860	1,350	1,030	1,970	1,500	3,010	2,110	4,580	2,800								
	1	395	260	500	430	675	515	985	750	1,505	1,055	2,290	1,400								
	30	51歳以上の方のみ選択できます。								903	633	1,374	840					2,148	1,140	3,186	1,539
	15	51歳以上の方のみ選択できます。								452	317	687	420					1,074	570	1,593	770
	配偶者	2,500	1,975	1,300	2,500	2,150	3,375	2,575	4,925	3,750	7,525	5,275	11,450					7,000	61歳以上の方については、 1,000万円以下から ご選択ください。		
2,000		1,580	1,040	2,000	1,720	2,700	2,060	3,940	3,000	6,020	4,220	9,160	5,600								
1,500		1,185	780	1,500	1,290	2,025	1,545	2,955	2,250	4,515	3,165	6,870	4,200								
1,000		790	520	1,000	860	1,350	1,030	1,970	1,500	3,010	2,110	4,580	2,800								
800		632	416	800	688	1,080	824	1,576	1,200	2,408	1,688	3,664	2,240								
500		395	260	500	430	675	515	985	750	1,505	1,055	2,290	1,400								
300		51歳以上の方のみ選択できます。								903	633	1,374	840	2,148	1,140	3,186	1,539				
150	51歳以上の方のみ選択できます。								452	317	687	420	1,074	570	1,593	770					
せいで	400	(3歳～22歳)年齢に関係なく一律280円																			

(単位：円)

年齢区分	71歳		72歳		73歳		74歳		75歳		76歳		77歳		78歳		79歳		80歳		
	性別 申込 コース 保険金額	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
本人	2	13,910	6,800	15,400	7,580	17,110	8,500	19,100	9,500	21,450	10,600	24,220	11,840	27,500	13,280	31,360	15,020	35,810	17,120	40,850	19,650
	1	6,955	3,400	7,700	3,790	8,555	4,250	9,550	4,750	10,725	5,300	12,110	5,920	13,750	6,640	15,680	7,510	17,905	8,560	20,425	9,825
	30	4,173	2,040	4,620	2,274	5,133	2,550	5,730	2,850	6,435	3,180	7,266	3,552	8,250	3,984	9,408	4,506	10,743	5,136	12,255	5,895
	15	2,087	1,020	2,310	1,137	2,567	1,275	2,865	1,425	3,218	1,590	3,633	1,776	4,125	1,992	4,704	2,253	5,372	2,568	6,128	2,948
	配偶者	1,000	13,910	6,800	15,400	7,580	17,110	8,500	19,100	9,500	21,450	10,600	24,220	11,840	27,500	13,280	31,360	15,020	35,810	17,120	40,850
800		11,128	5,440	12,320	6,064	13,688	6,800	15,280	7,600	17,160	8,480	19,376	9,472	22,000	10,624	25,088	12,016	28,648	13,696	32,680	15,720
500		6,955	3,400	7,700	3,790	8,555	4,250	9,550	4,750	10,725	5,300	12,110	5,920	13,750	6,640	15,680	7,510	17,905	8,560	20,425	9,825
300		4,173	2,040	4,620	2,274	5,133	2,550	5,730	2,850	6,435	3,180	7,266	3,552	8,250	3,984	9,408	4,506	10,743	5,136	12,255	5,895
150		2,087	1,020	2,310	1,137	2,567	1,275	2,865	1,425	3,218	1,590	3,633	1,776	4,125	1,992	4,704	2,253	5,372	2,568	6,128	2,948

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例) 保険年齢40歳=2025年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。

この制度は生命保険会社と締結したこども特約付年金払特約付新・団体定期保険契約に基づき運営します。

引受会社 明治安田生命保険相互会社

相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

遺族生活年金プラン

加入資格 (新規加入・ 増額の場合)

本人…生協組合員で申込書記載の告知内容に該当し、2025年1月1日現在満17歳6カ月を超え、満65歳6カ月までの方（継続の場合は満80歳6カ月までの方）
 配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2025年1月1日現在満18歳以上、満65歳6カ月までの方（継続の場合は満80歳6カ月までの方）
 子ども…本人が扶養する子（健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します）で申込書記載の告知内容に該当し、2025年1月1日現在満2歳6カ月を超え、満22歳6カ月までの方
 ※遺児育英型ご加入に際しては、本人について告知ください。

【告知内容】

本人【現在の就業状態】

申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

（注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・子ども【現在の健康状態】

申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

（注）①「治療」には、指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

本人・配偶者・子ども共通【過去12ヵ月以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

別表

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよ

う、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

加入取扱いに関するご注意

- ・いずれか1種類を選んでください。
- ・死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、子どもの場合は保険料負担者（本人）です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- ・配偶者・子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- ・配偶者・子どもの保険金額は本人と同額以下としてください。
- ・本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・子どもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- ・子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同額にて加入となります。
- ・原則として脱退については退職時または年度更新の手続きの際にお手続きいただくようお願いいたします。

記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命相互保険会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。

実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

加入対象者	本人
加入要件	遺族生活年金プランに加入

改定2年目

遺族生活年金プラン 遺児育英型について

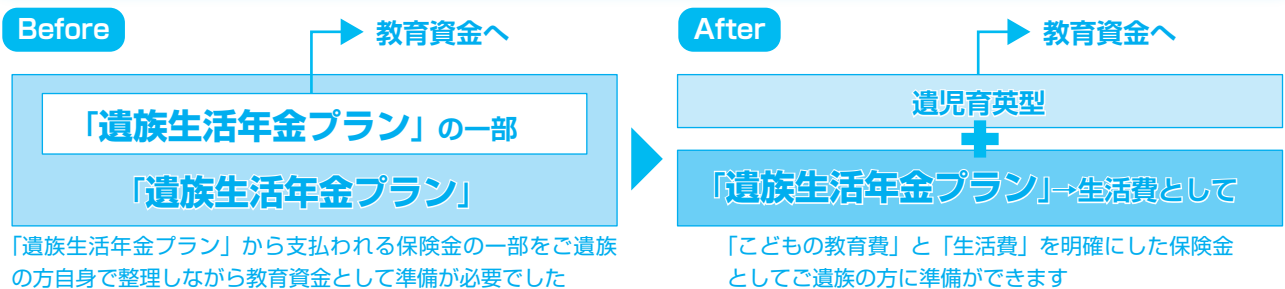
お子さまがいる方は必ずご確認をお願いします

組合員に万ーのこと(死亡・高度障害)があった場合のお子さまの
教育費の準備ができるようになりました。

「遺族生活年金プラン」は公的遺族年金の補完として導入しております。この「遺族生活年金プラン」に加えて、受取人をこどもとし、教育資金としてお受け取りいただく「遺児育英型」が付加できるようになりました。



遺児育英型とは？



遺児育英型は本人が死亡した場合、死亡保険金(年金原資)を指定した受取人(こども)が年金として受取る制度です。

お父さん、お母さん、この制度の受取人はこどもです！
こどもの夢の実現と進学のためにご加入をおすすめします



■ 制度内容

本人が死亡・高度障害のとき

遺児育英型の受取例

【ア.コース 年金原資（死亡・高度障害保険金）500万円】

子ども年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳
年金受取年額	約24.9万円	約26.0万円	約27.1万円	約28.4万円	約29.9万円	約31.5万円	約33.3万円	約35.3万円	約37.7万円	約40.4万円
受取期間	22年	21年	20年	19年	18年	17年	16年	15年	14年	13年
受取総額	約548万円	約546万円	約543万円	約540万円	約538万円	約535万円	約532万円	約530万円	約527万円	約525万円
子ども年齢	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
年金受取年額	約43.5万円	約47.3万円	約51.7万円	約57.2万円	約64.0万円	約72.8万円	約84.5万円	約101.0万円	約125.6万円	約166.7万円
受取期間	12年	11年	10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年
受取総額	約522万円	約520万円	約517万円	約514万円	約512万円	約509万円	約507万円	約505万円	約502万円	約500万円

【イ.コース 年金原資（死亡・高度障害保険金）300万円】

子ども年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳
年金受取年額	約14.9万円	約15.6万円	約16.2万円	約17.0万円	約17.9万円	約18.9万円	約19.9万円	約21.2万円	約22.6万円	約24.2万円
受取期間	22年	21年	20年	19年	18年	17年	16年	15年	14年	13年
受取総額	約329万円	約327万円	約325万円	約324万円	約322万円	約321万円	約319万円	約318万円	約316万円	約315万円
子ども年齢	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
年金受取年額	約26.1万円	約28.3万円	約31.0万円	約34.3万円	約38.4万円	約43.7万円	約50.7万円	約60.6万円	約75.3万円	約100.0万円
受取期間	12年	11年	10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年
受取総額	約313万円	約312万円	約310万円	約308万円	約307万円	約305万円	約304万円	約303万円	約301万円	約300万円

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。

実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引

受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

※実際の受取期間、受取年額は遺児育英型受取時に選択いただきます。(一時金での受取も可能です)

■ 月額保険料

(単位：円)

本人保険年齢	ア.コース 年金原資（死亡・高度障害保険金）500万円	
	男性	女性
18～35歳	395	260
36～40歳	500	430
41～45歳	675	515
46～50歳	985	750
51～55歳	1,505	1,055
56～60歳	2,290	1,400
61～65歳	3,580	1,900

(単位：円)

本人保険年齢	イ.コース 年金原資（死亡・高度障害保険金）300万円	
	男性	女性
18～35歳	237	156
36～40歳	300	258
41～45歳	405	309
46～50歳	591	450
51～55歳	903	633
56～60歳	1,374	840
61～65歳	2,148	1,140

- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳＝2025年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 記載の遺児育英型の保険料は概算保険料であって、正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算いたします。
- 期中の遺児育英型のみ脱退は期中の減額(コース変更)となるためお取扱いできません。

また、「遺族生活年金プラン」本人コースのみの脱退もお取扱いできません。「遺族生活年金プラン」本人コース脱退の場合は、遺児育英型も脱退となります。

【遺児育英型の取扱い】

- 遺児育英型は本人が死亡した場合、死亡保険金(年金原資)を指定した受取人(子ども)が年金として受取る制度です。
- 遺児育英型のみ加入はできません。「遺族生活年金プラン」本人コースとセットで加入してください。
- 遺児育英型は「遺族生活年金プラン」本人コースと同一の新・団体定期保険で運営されています。したがって、保険金が解除等により一部お支払いできない場合には、それぞれの保険金受取人に、支払保険金を按分比例してお支払いします。

注意事項

- 死亡保険金受取人となる子どものコース別加入可能人数は、右記のとおりです。

表に記載のないコースの最大加入可能人数は最大5人までです。

加入可能人数	現在加入コース
4人	8コース
3人	9コース
2人	10コース
1人	11コース
0人	12コース

加入対象者	本人	配偶者・子ども
加入要件	遺族生活年金プランに加入	本人が遺族生活年金プラン・プラスに加入

遺族生活年金プラン・プラス

(年金払特約付半年払保険料併用特約付障害特約付新・団体定期保険【生命保険】)

80歳まで
継続可能!

意向確認【ご加入前のご確認】

遺族生活年金プラン・プラスは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

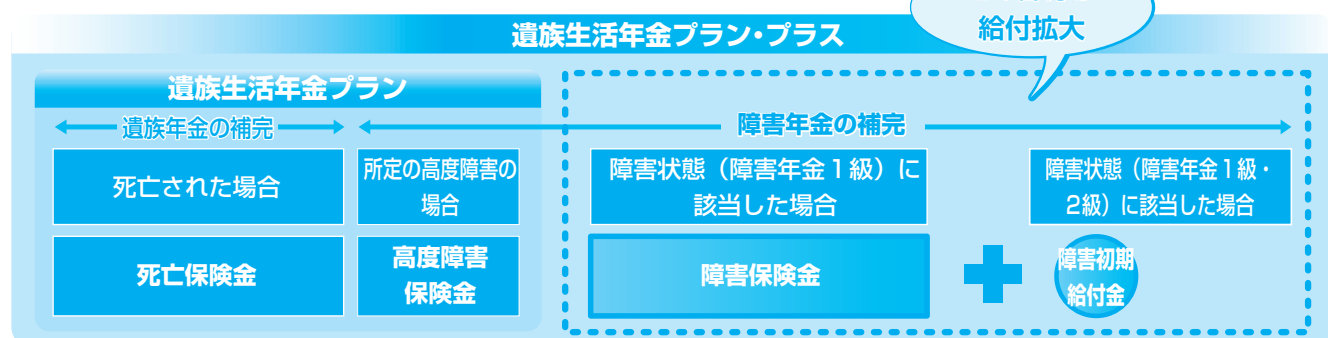
保障内容イメージ

- ①死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金または年金としてお支払いします。
- ②公的障害年金1級・2級の認定(受給権の取得)に連動して保険金・給付金をお支払いします。
- ③遺族生活年金プランでは対象外だった、障害年金1級該当の場合、ご自身とご家族が安心して生活できるよう、死亡保険金と同額の障害保険金をお支払いします。また、障害年金2級該当の場合、療養・介助に伴う不時の出費を補えるよう障害初期給付金をお支払いします。
※障害初期給付金は死亡・高度障害保険金の1割相当額です。また、お支払いは更新前の保険期間を含めて1回を限度とします。
- ④主契約は一般生命保険料控除、障害特約の保険料は介護医療保険料控除の対象となります。(※) また1年ごとに収支計算を行い、剰余金があれば配当金をお支払いします。
※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。
- ⑤現職中に所定の高度障害状態となった場合には、遺族生活年金プランに上乘せして、高度障害保険金を受取れます。

退職者の取扱い

2025年3月末退職者で「ひばり会」会員になられた場合は、80歳(保険年齢)までご継続いただけます。
※ただし、61歳以上(保険年齢)については、500万円(Dコース)以下のみ選択可能となります。

この部分が
給付拡大



※障害保険金、障害初期給付金は64歳までの本人が保障の対象となります。

●保障内容(死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級・2級)のとき)

加入対象区分	コース	死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)のとき	死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)のとき	死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)のとき	障害状態(障害年金1級、2級)のとき	年金原資(死亡・高度障害保険金・障害保険金)を年金受取の場合				
		年金原資(死亡・高度障害・障害保険金)(月額部分)	年金原資(死亡・高度障害・障害保険金)(ボーナス部分)	年金原資(死亡・高度障害・障害保険金)(月額+ボーナス部分合計)	障害初期給付金	受取期間	月額受取(年12回)	ボーナス受取(年2回)	受取総額	
本人	A2 コース	2,000万円	1,000万円	3,000万円	300万円	25年	約7.4万円	約22.2万円	約3,337万円	
	A1	2,000	500	2,500	250		約7.4	約11.1	約2,781	
	B2	1,500	1,000	2,500	250		20年	6.7	27.1	2,715
	B1	1,500	500	2,000	200			6.7	13.5	2,172
	C1	1,000	500	1,500	150			5.8	17.6	1,590

加入対象区分	コース	死亡・高度障害のとき	障害状態(障害年金1級)のとき	障害状態(障害年金1級、2級)のとき	年金原資(死亡・高度障害保険金・障害保険金)を年金受取の場合		
		年金原資(死亡・高度障害保険金)	障害保険金	障害初期給付金	受取期間	月額受取(年12回)	受取総額
本人	A コース	2,000万円	2,000万円	200万円	25年	約7.4万円	約2,225万円
	B	1,500	1,500	150	20	6.7	1,629
	C	1,000	1,000	100	15	5.8	1,060
	D	500	500	50	5	8.4	505
	E	300	300	30		5.0	303
	F	100	100	10		—	—

加入対象区分	コース	年金原資(死亡・高度障害保険金)	年金原資(死亡・高度障害保険金)を年金受取の場合		
			受取期間	月額受取(年12回)	受取総額
配偶者	200万円	200万円	5年	約3.3万円	約202万円
	100万円	100万円	—	—	—

※年金受取の受取期間は、2~25年までの年数で任意に選択できます。(年金年額により、受取年数に上限があります。)

●月額保険料+ボーナス保険料 ※61歳以上については、ボーナス給付コースの選択はできません。 [単位:円]

加入対象区分	コース	18~35歳		36~40歳		41~45歳		46~50歳		51~55歳		56~60歳		
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
本人	A2	月額保険料	1,880	1,380	2,420	2,160	3,180	2,500	4,520	3,480	6,820	4,840	10,300	6,400
		ボーナス保険料	5,640	4,140	7,260	6,480	9,540	7,500	13,560	10,440	20,460	14,520	30,900	19,200
	A1	月額保険料	1,880	1,380	2,420	2,160	3,180	2,500	4,520	3,480	6,820	4,840	10,300	6,400
		ボーナス保険料	2,820	2,070	3,630	3,240	4,770	3,750	6,780	5,220	10,230	7,260	15,450	9,600
	B2	月額保険料	1,410	1,035	1,815	1,620	2,385	1,875	3,390	2,610	5,115	3,630	7,725	4,800
		ボーナス保険料	5,640	4,140	7,260	6,480	9,540	7,500	13,560	10,440	20,460	14,520	30,900	19,200
	B1	月額保険料	1,410	1,035	1,815	1,620	2,385	1,875	3,390	2,610	5,115	3,630	7,725	4,800
		ボーナス保険料	2,820	2,070	3,630	3,240	4,770	3,750	6,780	5,220	10,230	7,260	15,450	9,600
	C1	月額保険料	940	690	1,210	1,080	1,590	1,250	2,260	1,740	3,410	2,420	5,150	3,200
		ボーナス保険料	2,820	2,070	3,630	3,240	4,770	3,750	6,780	5,220	10,230	7,260	15,450	9,600

●月額保険料 [単位:円]

加入対象区分	コース	18~35歳		36~40歳		41~45歳		46~50歳		51~55歳		56~60歳		61~64歳		65歳		66~70歳							
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性						
本人	コースA	1,880	1,380	2,420	2,160	3,180	2,500	4,520	3,480	6,820	4,840	10,300	6,400	61歳以上の方については、500万円(Dコース)以下からご選択ください。											
	B	1,410	1,035	1,815	1,620	2,385	1,875	3,390	2,610	5,115	3,630	7,725	4,800												
	C	940	690	1,210	1,080	1,590	1,250	2,260	1,740	3,410	2,420	5,150	3,200												
	D	470	345	605	540	795	625	1,130	870	1,705	1,210	2,575	1,600							3,905	2,130	3,600	1,920	5,330	2,585
	E	282	207	363	324	477	375	678	522	1,023	726	1,545	960							2,343	1,278	2,160	1,152	3,198	1,551
	F	61歳以上の方のみ選択できます。																		781	426	720	384	1,066	517
配偶者	200万円	166	112	208	180	278	214	402	308	610	430	924	568	1,440	768	1,440	768	2,132	1,034						
	100万円	83	56	104	90	139	107	201	154	305	215	462	284	720	384	720	384	1,066	517						

遺族生活年金プラン・プラス

【単位：円】

加入対象区分	コース	71歳		72歳		73歳		74歳		75歳		76歳		77歳		78歳		79歳		80歳	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
本人	コースA	61歳以上の方については、500万円（Dコース）以下からご選択ください。																			
	B																				
	C																				
	D	6,975	3,420	7,720	3,810	8,575	4,270	9,570	4,770	10,745	5,320	12,130	5,940	13,770	6,660	15,700	7,530	17,925	8,580	20,445	9,845
	E	4,185	2,052	4,632	2,286	5,145	2,562	5,742	2,862	6,447	3,192	7,278	3,564	8,262	3,996	9,420	4,518	10,755	5,148	12,267	5,907
	F	1,395	684	1,544	762	1,715	854	1,914	954	2,149	1,064	2,426	1,188	2,754	1,332	3,140	1,506	3,585	1,716	4,089	1,969
配偶者	200万円	2,790	1,368	3,088	1,524	3,430	1,708	3,828	1,908	4,298	2,128	4,852	2,376	5,508	2,664	6,280	3,012	7,170	3,432	8,178	3,938
	100万円	1,395	684	1,544	762	1,715	854	1,914	954	2,149	1,064	2,426	1,188	2,754	1,332	3,140	1,506	3,585	1,716	4,089	1,969

※61歳以上の方については、極力Dコース、Eコース、Fコースへのご移行をお願いいたします。

- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=2025年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- 『遺族生活年金プラン・プラス』は主契約(新・団体定期保険)と特約(障害特約、年金払特約、半年払保険料併用特約)をセットしたものです。
- 死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- 配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 本人について定められた死亡保険金・高度障害保険金・障害保険金のい

- ずれかが支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。
- 記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。
- 更新時期(1月1日)以外でボーナス給付を脱退する場合は、月額給付も同時脱退となります。
- 半年払保険部分(ボーナス給付)のみの加入はできません。
- ボーナス給付部分の保険料は、1月と7月のボーナスより月額保険料とあわせて控除します。(初回は1月分給与より)
- 半年単位の契約応当日から、次のボーナス払保険料が払い込まれる前に、死亡保険金・高度障害保険金・障害保険金のいずれかの支払事由が生じた場合には、そのボーナス払の保険料が払い込まれたときに限り、月払保険部分および半年払保険部分の保険金をお支払いします。
- 配偶者の保険料は月払のみです。
- 配偶者の保険金額は本人と同額以下にしてください。

<ul style="list-style-type: none"> ・障害保険金、障害初期給付金は本人のみ保障の対象となります。 ・障害保険金、障害初期給付金は64歳までが保障の対象となります。 ・障害保険金、障害初期給付金は保険期間中に公的障害年金の受給権を取得した場合に保障の対象となります。(脱退後に受給権を取得してもお支払いできません。) ・死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害保険金が支払われた場合はこの保険は脱退となります。 ・障害初期給付金のお支払いは1回限りです。 ・高度障害保険金をお支払いし、脱退となった後に公的障害年金の受給権を取得しても障害初期給付金は支払われません。 ・障害初期給付金が支払われた後に増額されても障害初期給付金は保障の対象となりません。
--	--

遺族生活年金プラン・プラス

加入資格 (新規加入・増額の場合)

本人…生協組合員で遺族生活年金プランに加入しており、申込書記載の告知内容に該当し、2025年1月1日現在満17歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方(継続の場合は満80歳6ヵ月までの方)

配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2025年1月1日現在満18歳以上、満65歳6ヵ月までの方(継続の場合は満80歳6ヵ月までの方)

【告知内容】
本人
【現在の就業状態】
申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者
【現在の健康状態】
申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。
②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

本人・配偶者共通
【過去12ヵ月以内の健康状態】
申込日(告知日)より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

別表	がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、	高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病
----	---	--

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。

この制度は生命保険会社と締結した年金払特約付半年払保険料併用特約付障害特約付新・団体定期保険契約に基づき運営します。
引受会社 明治安田生命保険相互会社

短期傷病休業給付プラン

(特定精神障害給付特約付初期支援給付特約付団体総合就業不能保障保険【生命保険】)

加入対象者	本人
加入要件	遺族生活年金プランに加入

意向確認【ご加入前のご確認】

短期傷病休業給付プランは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

- 就業不能状態が不支給期間※20日を超えて継続している場合に、給付金をお支払いします。
- 入院だけではなく医師の指示による自宅療養や所定の精神疾患による就業不能状態もお支払いします。

※不支給期間とは、就業不能状態に該当した日以降、当制度のお支払いの対象とならない期間をいいます。
※給付金のお支払いについて、本パンフレットの48～50ページに詳細が記載されています。必ずご確認ください。

ご注意

責任開始期(加入日)前に発生した傷害や疾病が原因である場合には、給付金等がお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

(2025年1月1日)

保障内容 加入対象区分:本人

給付内容	基準給付金月額	
	5万円コース	10万円コース
就業不能状態が20日を超えて継続したとき(毎月の支払基準日(注)まで継続することに1回、最大18回) 主契約 特定精神障害給付特約 【就業不能給付金】または【特定精神障害給付金】	5万円	10万円
第1回就業不能給付金または第1回特定精神障害給付金がお支払われるとき 初期支援給付特約【初期支援給付金】	2.5万円	5万円

(注)第1回就業不能給付金の支払事由に該当した日を第1回支払基準日とし、2回目以降は、翌日以降の第1回支払基準日の応当日となります。
ただし、2回目以降は、直前の支払基準日から各支払基準日まで就業不能状態が継続していた場合にお支払いの対象となります。(特定精神障害給付金の場合、就業不能給付金を「特定精神障害給付金」と読み替えます。)

・就業不能給付金のお支払いは、1つの継続した就業不能状態で18回、通算して36回を限度とします。特定精神障害給付金のお支払いは、通算して18回を限度とします。
・就業不能給付金と特定精神障害給付金は、重複して支払われません。

給付イメージ

【例】就業不能給付金+特定精神障害給付金+初期支援給付金 不支給期間 20日・基準給付金月額10万円
事例：4月1日から就業不能状態が継続し、10月23日に職場復帰



就業不能状態該当

*就業不能給付金のお支払いは1つの継続した就業不能状態で18回、通算して36回を限度とします。特定精神障害給付金のお支払いは通算して18回を限度とします。就業不能給付金と特定精神障害給付金は重複して支払われません。

月額保険料

主契約、特定精神障害給付特約、初期支援給付特約

(単位:円)

申込コース (基準給付金月額)	5万円コース		10万円コース	
	男性	女性	男性	女性
年齢 歳				
17~20	598	678	1,195	1,355
21~25	610	658	1,220	1,315
26~30	615	795	1,230	1,590
31~35	693	888	1,385	1,775
36~40	745	905	1,490	1,810
41~45	808	1,025	1,615	2,050
46~50	973	1,195	1,945	2,390
51~55	1,253	1,298	2,505	2,595
56~60	1,803	1,593	3,605	3,185
61~65	2,653	2,153	5,305	4,305

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=2025年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
※記載の保険料は加入者が999名以下の場合の保険料です。したがって実際の加入者数が異なれば上記保険料は異なりますので、

その場合は初回に遡って正規保険料を適用させていただきます。
※就業不能給付金の支払われる回数が36回の通算支払限度に達した場合には、この契約は消滅します。
※特定精神障害給付金の支払われる回数が18回の通算支払限度に達した場合には、特定精神障害給付特約は消滅します。
※この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いいたします。
※給付金の受取人は被保険者です。

短期傷病休業給付プラン

加入資格 (新規加入、増額の場合)

本人…生協組合員で遺族生活年金プランに加入しており、申込書記載の告知内容に該当し、2025年1月1日現在満16歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方
【告知内容】
【現在の就業状態】
申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
(注)「就業を制限」とは、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。
【過去3ヵ月以内の健康状態】
申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入

院・手術をすすめられていません。
(注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。
【過去2年以内の健康状態】
申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。
(注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。
②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。
③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。
④「治療」には、指示・指導を含みます。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、給付金をお支払いできない場合があります。

この制度は生命保険会社と締結した特定精神障害給付特約付初期支援給付特約付団体総合就業不能保障保険契約に基づき運営します。

引受会社 明治安田生命保険相互会社

相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体で

あり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

加入対象者	本人
加入要件	遺族生活年金プランに加入

長期療養収入補償プラン

(精神障害補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】)

意向確認【ご加入前のご確認】

長期療養収入補償プランは、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

●病気やケガにより所定の就業障害が免責期間90日または7日を超えて継続した場合、保険金をお支払いします。(注)

* 1Aコースについては既加入者専用制度です。新規加入はできません。

(注) 免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。

ご注意

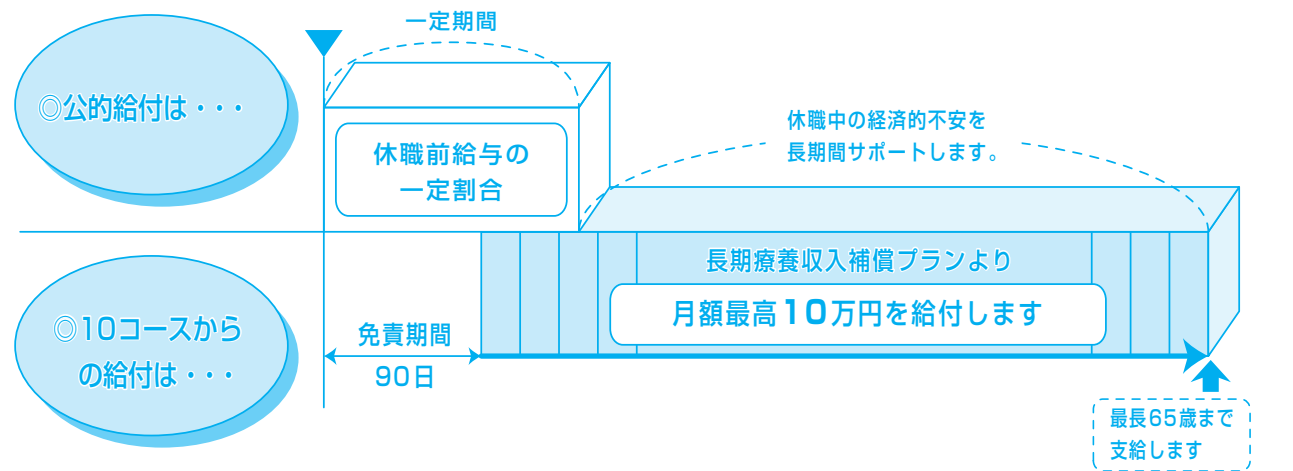
効力発効日前に発生した傷害や発病が原因である場合には、保険金がお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

(2025年1月1日)

制度内容と月額保険料

病気・ケガで長期休職となった場合の補償です。

あなたがもし病気やケガで長期休職となった場合



(55歳～64歳の方は3年が限度)
* 所定の精神障害による就業障害の場合は24ヵ月が限度となります。

年齢 (満年齢)	免責期間	補償対象期間	保険金月額10万円(10コース)	
			男性	女性
15～24歳	90日	65歳	895円	577円
25～29歳			927円	751円
30～34歳			1,013円	1,012円
35～39歳			1,291円	1,551円
40～44歳			1,907円	2,503円
45～49歳			2,837円	3,664円
50～54歳			3,929円	4,711円
55～59歳			2,524円	2,638円
60～64歳		3年	4,557円	4,240円

* 年齢は2025年1月1日現在の満年齢です。

* 免責期間は90日です。
* 補償対象期間は契約年齢が54歳までの方は最長65歳まで、55～64歳の方は3年、所定の精神障害による就業障害の場合は24ヵ月が限度となります。

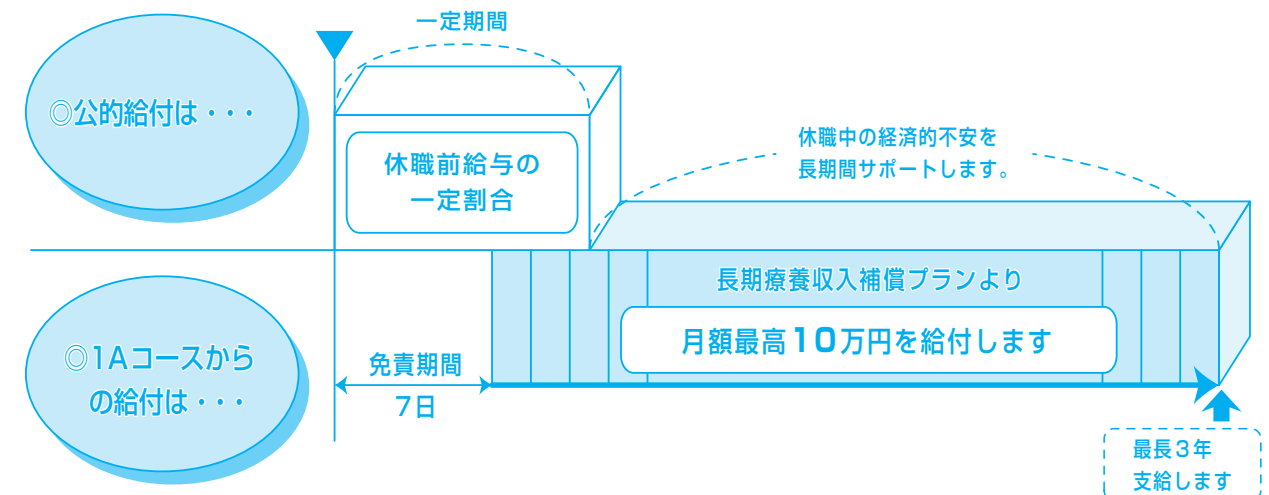
* 保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
* 記載の保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。
* 本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体（ご契約者）との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。

【お取扱いできない事項の例】

- 保険期間中のコース変更（増額・減額等）
- 保険期間の変更
- 保険料の払込方法の変更 など

* 1Aコースについては既加入者専用制度です。新規加入はできません。

あなたがもし病気やケガで長期休職となった場合



* 所定の精神障害による就業障害の場合は24ヵ月が限度となります。

年齢 (満年齢)	免責期間	補償対象期間	保険金月額10万円(1Aコース)	
			男性	女性
15～24歳	7日	3年	1,612円	1,052円
25～29歳			1,720円	1,385円
30～34歳			1,871円	1,868円
35～39歳			2,114円	2,505円
40～44歳			2,552円	3,248円
45～49歳			3,235円	4,012円
50～54歳			4,156円	4,699円
55～59歳			5,555円	5,415円
60～64歳			7,783円	6,327円

* 年齢は2025年1月1日現在の満年齢です。

* 免責期間は7日です。
* 補償対象期間は最長3年、所定の精神障害による就業障害の場合は24ヵ月が限度となります。

* 保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
* 記載の保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。
* 本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体（ご契約者）との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。

【お取扱いできない事項の例】

- 保険期間中のコース変更（増額・減額等）
- 保険期間の変更
- 保険料の払込方法の変更 など

長期療養収入補償プラン

加入資格

本人…遺族生活年金プランに加入している（今回加入する場合を含みます。）生協組合員で、申込書記載

の告知内容に該当し、2025年1月1日現在満15歳以上満64歳以下の方

【現在の就業状態】

申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

（注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

【過去3ヵ月以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査（再検査・精密検査を含みます）・入院・手術をすすめられていません。

（注）検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

【過去2年以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。

（注）①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。

②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

④「治療」には、指示・指導を含みます。

この制度は損害保険会社と締結した団体長期障害所得補償保険契約に基づき運営します。

保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ

(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>) をご覧ください。

取扱代理店 株式会社 ひばり（明治安田損害保険株式会社委託代理店）

TEL 029-231-1277、

明治安田生命保険相互会社（明治安田損害保険株式会社委託代理店）

TEL 03-5289-7145

引受損害保険会社 明治安田損害保険株式会社

加入対象者	本人	配偶者	子ども
加入 医療保障プラン	遺族生活年金プランに加入	本人が医療保障プランに加入	本人が医療保障プランに加入
要件 手術・7大疾病・介護加算プラン	医療保障プランに加入	医療保障プランに加入。かつ本人が手術・7大疾病・介護加算プランに加入	—

医療保障プラン+手術・7大疾病・介護加算プラン

(短期入院特約付家族特約付医療保障保険 (団体型) [生命保険]+医療保険 [損害保険])

69歳まで
継続可能!

意向確認【ご加入前のご確認】 医療保障プラン+手術・7大疾病・介護加算プランは、以下の保障(補償)の確保を主な目的とする生命保険、損害保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

【医療保障プラン】

- 病气やケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。

【手術・7大疾病・介護加算プラン】

- 病气やケガにより所定の手術を受けた場合、保険金をお支払いします。
- 三大疾病、所定の生活習慣病の場合、医療保障プランに上乗せして保険金をお支払いします。
- 所定の要介護状態に該当した場合、保険金をお支払いします。

※医療保障プランへの加入は本人が遺族生活年金プランへ加入していることを条件とします。

※配偶者・子どもは本人が医療保障プランに加入していることを条件とします。

※本人の手術・7大疾病・介護加算プランへの加入は医療保障プランへ加入していることを条件とします。

※配偶者の手術・7大疾病・介護加算プランへの加入は医療保障プランに加入かつ本人が手術・7大疾病・介護加算プランに加入していることを条件とします。

ご注意

**責任開始期(加入日)前に発生した傷害や疾病が原因である場合には、
保険金・給付金等がお支払いできない場合がありますのでご注意ください。**

(2025年1月1日)

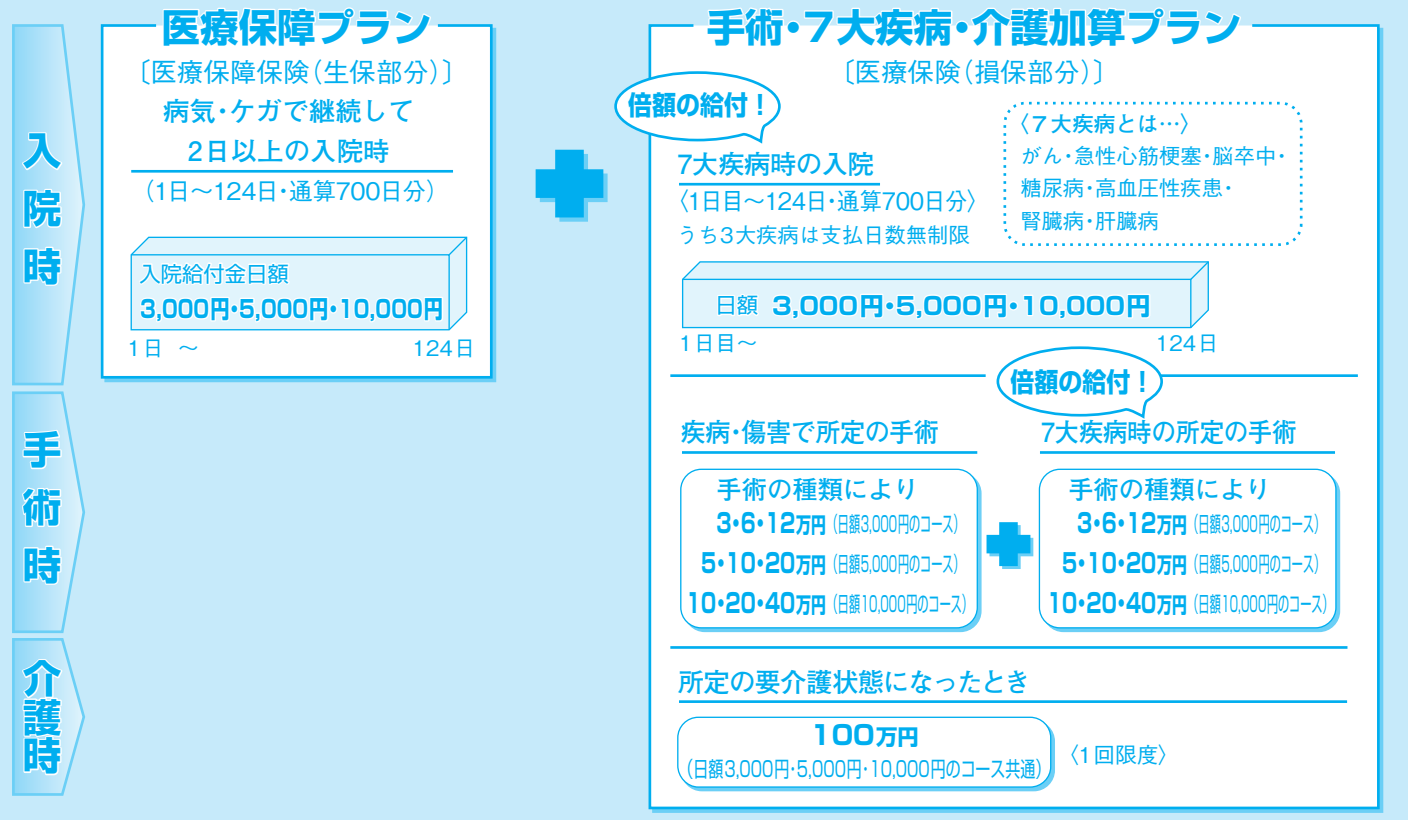
長期養老収入補プラン

医療保障プラン+
手術・7大疾病・介護加算プラン

加入プラン案内 (本人)

医療保障プラン+手術・7大疾病・介護加算プラン

[医療保障保険(生保部分)+医療保険(損保部分)]



- ◎「3大疾病」とは、「がん(上皮内がんを含みます。)、急性心筋梗塞、脳卒中」、「所定の生活習慣病」とは、「糖尿病、高血圧性疾患、腎臓病、肝臓病」を指します。
- ◎7大疾病とは、「3大疾病」および「所定の生活習慣病」を指します。
〈生保部分〉
※病気やケガによる入院給付金のお支払日数は、1回の入院について124日を限度とします。
※入院給付金のお支払日数は、通算して700日を限度とします。
〈損保部分〉
※糖尿病・高血圧入院保険金、腎臓病・肝臓病入院保険金のお支払日数は、初年度契約および継続契約を通じてそれぞれ1回の入院につき124日、通算して700日を限度とします。
※3大疾病入院保険金のお支払日数の限度はありません。
※手術保険金のお支払回数に限度はありません。ただし、お支払い回数を施術開始日から60日間の間に1回に制限している手術の種類があります。手術の種類の詳細については、当社約款に掲載しています。

- ※介護保険金のお支払いは、1人につき1回が限度です。
- ※本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。
【お取扱いできない事項の例】
●保険期間中のコース変更(保険金額の増額・減額等)
●保険期間の変更
●保険料の払込方法の変更 など

上記は医療保障保険と医療保険をセットしたものです。医療保障保険と医療保険ではお支払対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合などが異なる場合があります。それぞれの保障内容、保険料等の詳細は24~29、55~56、57~59ページをご確認ください。

保障額

[加入対象区分:本人・配偶者・子ども] 生保部分: 短期入院特約付、死亡保険金額10万円

入院給付金日額:3,000円・5,000円・10,000円

損保部分: 入院保険金日額・手術基準日額:3,000円・5,000円・10,000円

介護保険金額:100万円

お支払に関する重要事項が55~59ページに記載されています。

[医療保障保険(生保部分)+医療保険(損保部分)]必ずご確認ください。

本人・配偶者

	入院給付金(保険金)日額	医療保障プラン(医療保障保険)	手術・7大疾病・介護加算プラン(医療保険)
入院	病気・ケガで継続して2日以上入院したとき	10,000円	10,000円 × 入院日数
	(3大疾病および所定の生活習慣病以外で入院したとき)	5,000円	5,000円 × 入院日数
	入院給付金(生保部分)	3,000円	3,000円 × 入院日数
入院	3大疾病および所定の生活習慣病で入院したとき	10,000円	10,000円 × 入院日数
	入院給付金(生保部分)+3大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病入院保険金(損保部分)	5,000円	5,000円 × 入院日数
		3,000円	3,000円 × 入院日数
手術	疾病・傷害で所定の手術を受けたとき(3大疾病および所定の生活習慣病以外で所定の手術を受けたとき)	10,000円	10,000円 × 入院日数
	疾病手術保険金・傷害手術保険金(損保部分)	5,000円	5,000円 × 入院日数
		3,000円	3,000円 × 入院日数
手術	3大疾病および所定の生活習慣病で所定の手術を受けたとき	10,000円	10,000円 × 入院日数
	疾病手術保険金+3大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病手術保険金(損保部分)	5,000円	5,000円 × 入院日数
		3,000円	3,000円 × 入院日数
介護	所定の要介護状態になったとき	各コース共通	100万円(1回限度)
	介護保険金(損保部分)	—	—
		—	—
死亡	死亡したとき	共通	10万円
	死亡保険金(生保部分)	—	—

(注)「日帰り入院」とは入院日と退院日が同一の入院で、かつ入院料等が算定された入院をいいます。病院による入院の証明にもとづきお支払いします(外来での治療は「日帰り入院」に該当しません)。

子ども

※医療保障プラン(生保部分)のみの取扱いになります。

病気・ケガで継続して2日以上入院したとき	5,000円	5,000円 × 入院日数
入院給付金(生保部分)	3,000円	3,000円 × 入院日数
死亡したとき	共通	10万円
死亡保険金(生保部分)	—	—

月額保険料については27~28ページ、お支払に関する重要事項は55~59ページに記載されています。

[医療保障保険(生保部分)+医療保険(損保部分)]必ずご確認ください。

本人・配偶者

医療保障プラン(生保部分)

月額10,000円コース

年齢	医療保障保険入院給付金 月額10,000円(生保部分)
18歳～19歳	2,059 円
20歳	2,618
21歳～24歳	2,618
25歳	3,008
26歳～29歳	3,008
30歳	3,158
31歳～34歳	3,158
35歳	3,150
36歳～39歳	3,150
40歳	3,466
41歳～44歳	3,466
45歳	3,974
46歳～49歳	3,974
50歳	5,048
51歳～54歳	5,048
55歳	6,477
56歳～59歳	6,477
60歳	8,784
61歳～64歳	8,784
65歳	12,599
66歳～69歳	12,599

月額5,000円コース

年齢	医療保障保険入院給付金 月額5,000円(生保部分)
18歳～19歳	1,044 円
20歳	1,323
21歳～24歳	1,323
25歳	1,518
26歳～29歳	1,518
30歳	1,593
31歳～34歳	1,593
35歳	1,590
36歳～39歳	1,590
40歳	1,751
41歳～44歳	1,751
45歳	2,009
46歳～49歳	2,009
50歳	2,553
51歳～54歳	2,553
55歳	3,282
56歳～59歳	3,282
60歳	4,459
61歳～64歳	4,459
65歳	6,404
66歳～69歳	6,404

月額3,000円コース

年齢	医療保障保険入院給付金 月額3,000円(生保部分)
18歳～19歳	638 円
20歳	805
21歳～24歳	805
25歳	922
26歳～29歳	922
30歳	967
31歳～34歳	967
35歳	966
36歳～39歳	966
40歳	1,065
41歳～44歳	1,065
45歳	1,223
46歳～49歳	1,223
50歳	1,555
51歳～54歳	1,555
55歳	2,004
56歳～59歳	2,004
60歳	2,729
61歳～64歳	2,729
65歳	3,926
66歳～69歳	3,926

手術・7大疾病・介護加算プラン(損保部分)

月額10,000円のコース

年齢	医療保険10,000円(1コース) (損保部分)
18歳～19歳	860 円
20歳	860
21歳～24歳	890
25歳	890
26歳～29歳	990
30歳	990
31歳～34歳	1,050
35歳	1,050
36歳～39歳	1,080
40歳	1,080
41歳～44歳	1,130
45歳	1,130
46歳～49歳	1,350
50歳	1,350
51歳～54歳	2,130
55歳	2,130
56歳～59歳	3,120
60歳	3,120
61歳～64歳	4,690
65歳	4,690
66歳～69歳	6,630

月額5,000円のコース

年齢	医療保険5,000円(5コース) (損保部分)
18歳～19歳	440 円
20歳	440
21歳～24歳	450
25歳	450
26歳～29歳	510
30歳	510
31歳～34歳	530
35歳	530
36歳～39歳	530
40歳	530
41歳～44歳	570
45歳	570
46歳～49歳	670
50歳	670
51歳～54歳	1,100
55歳	1,100
56歳～59歳	1,610
60歳	1,610
61歳～64歳	2,470
65歳	2,470
66歳～69歳	3,590

月額3,000円のコース

年齢	医療保険3,000円(3コース) (損保部分)
18歳～19歳	270 円
20歳	270
21歳～24歳	280
25歳	280
26歳～29歳	320
30歳	320
31歳～34歳	330
35歳	330
36歳～39歳	340
40歳	340
41歳～44歳	350
45歳	350
46歳～49歳	430
50歳	430
51歳～54歳	700
55歳	700
56歳～59歳	1,010
60歳	1,010
61歳～64歳	1,590
65歳	1,590
66歳～69歳	2,390

子ども

年齢に関係なく一律 (0歳～22歳) ※	月額5,000円コース	円 1,117
		月額3,000円コース

※子どもについては医療保障プラン(生保部分)のみのお取扱いです。
(手術・7大疾病・介護加算プランはお取扱いいたしません)

(生保部分)

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例)保険年齢40歳=2025年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
※生保部分保険料について:記載の保険料は、加入者数1,000名以上の場合の保険料です。したがって、実際の加入者数が異なれば記載の保険料は異なりますので、その場合は初回に選んで正規保険料を適用させていただきます。
※本人の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の給付金および、配偶者、子どもの死亡保険金・給付金の受取人は保険料負担者(本人)です。

(損保部分)

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例)保険年齢40歳=2025年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
※損保部分保険料について:記載の保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。
※損保部分保険料について:保険料は年齢により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
※医療保障プランのみご加入される場合は、医療保障プランの保険料をご覧ください。
※手術・7大疾病・介護加算プランのみの加入はできません。医療保障プランとセットでご加入ください。

医療保障プラン+手術・7大疾病・介護加算プラン

加入資格
(生保部分・損保部分共通)

本人…生協組合員で遺族生活年金プランに加入(今回加入する場合を含みます。)しており、申込書記載の告知内容に該当し、2025年1月1日現在満17歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方(継続の場合は満69歳6ヵ月までの方)
配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2025年1月1日現在満18歳以上、満65歳6ヵ

月までの方(継続の場合は満69歳6ヵ月までの方)
※ただし、配偶者のみの加入はできません。
子ども…本人の子どもで、申込書記載の告知内容に該当し、年齢が満22歳6ヵ月(2025年1月1日現在)までの方です。(医療保障プラン(生保部分))

【告知内容】

本人

【現在の就業状態】

申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・子ども

【現在の健康状態】

申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。
②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

本人・配偶者・子ども共通

【過去3ヵ月以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、

医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。
(注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

【過去2年以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。

(注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。

②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

④「治療」には、指示・指導を含みます。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。
※医療保障プランは遺族生活年金プランとセットでご加入ください。

医療保険(損保部分=手術・7大疾病・介護加算プラン)

お支払上のご注意

- 入院保険金・手術保険金・介護保険金のお支払いは、保険期間中に発生した事故による傷害または発病した疾病を原因とし、かつ保険期間中に保険金のお支払事由に該当したときに限ります。また、保険期間満了後の入院・手術はお支払いの対象となりません。
- 保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害の治療を目的とした入院・手術等はお支払いの対象となりません(注)。ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの疾病による入院・手術等につきましては保険金をお支払いいたします。
(注)したがって、保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。
- お支払いする保険金の額は、保険金支払事由の原因が発生した時からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が新たに生じた場合を除き、次のいずれか低い額とします。
 - ①保険金支払事由の原因が発生した時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
 - ②保険金支払事由が新たに生じた時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
- 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があるときは継続した1回の入院とみなします。

- 被保険者が入院保険金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷害もしくは疾病が同一かまたは医学上重要な関係があるときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 被保険者が、所定の手術を受けた場合に、手術保険金をお支払いします。ただし、骨折時に埋め込んだ金具を抜く手術(抜釘術)や単なる皮膚の縫合術などは、手術保険金のお支払対象になりません。
- 同一の特約について、同時に2種類以上の手術を受けた場合には、もっとも倍率の高いいずれか1種類の手術に対して手術保険金をお支払いします。
- 保険金受取人は被保険者本人になります。
- 介護保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払込保険料の全額を一時にお払込みいただきます。
- 詳細は約款の規定によります。

お支払対象となる疾病・傷害、三大疾病、糖尿病・高血圧性疾患、腎臓病・肝臓病、手術および倍率、要介護状態等の詳細については、引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。

*医療保障プラン+手術・7大疾病・介護加算プランは短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)(生保部分)と医療保険(損保部分)をセットしたものです。

*短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)(生保部分)と医療保険(損保部分)ではお支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なる場合があります。詳細は55~56、57~59ページをご覧ください。

(生保部分) この制度は生命保険会社と締結した短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)契約に基づき運営します。

(損保部分) この制度は損害保険会社と締結した医療保険契約に基づき運営します。

保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ

(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。

この医療保険契約には下記の特約がセットされています。

三大疾病入院特約、三大疾病手術特約、糖尿病・高血圧入院特約、糖尿病・高血圧手術特約、腎臓病・肝臓病入院特約、腎臓病・肝臓病手術特約、介護特約、疾病手術特約、傷害手術特約

(生保部分) 引 受 会 社 明治安田生命保険相互会社

(損保部分) 引受損害保険会社 明治安田損害保険株式会社

(取扱代理店) 株式会社 ひばり(明治安田損害保険株式会社委託代理店)

TEL 029-231-1277

明治安田生命保険相互会社(明治安田損害保険株式会社委託代理店)

TEL 03-5289-7145

加入対象者	本人	配偶者	子ども
加入 要件 医療保障 (先進医療加算)プラン	遺族生活年金プラン、 医療保障プランに加入	本人、配偶者共に 医療保障プランに加入	本人、子ども共に 医療保障プランに加入

医療保障(先進医療加算)プラン

(家族特約付疾病入院給付特約付災害入院給付特約付集中治療給付特約付
退院給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険【生命保険】)

79歳まで
継続可能!

意向確認【ご加入前のご確認】

医療保障(先進医療加算)プランは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。
ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

●病気やケガで入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。

※「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

●所定の集中治療室管理を受けられた場合、給付金をお支払いします。

●先進医療の技術に係る費用と同額の給付金をお支払いします。

対象となる先進医療については、P60~61の給付金に関するご注意をご確認ください。

※本人が遺族生活年金プラン、医療保障プランへ加入していることを条件とします。
配偶者は医療保障プランへ加入していることを条件とします。

ご注意

**責任開始期(加入日)前に発生した傷害や疾病が原因である場合には、
給付金等がお支払いできない場合がありますのでご注意ください。**

(2025年1月1日)

医療保障プラン+
手術・疾病介護プラン

(先進医療加算)プラン
医療保障

保障内容

- ・基本特約: 疾病入院給付特約(特約の型: I型、入院給付金の型: 365日型)・災害入院給付特約(入院給付金の型: 365日型)
- ・集中治療給付特約
- ・退院給付特約
- ・先進医療給付特約

※本人が遺族生活年金プラン、医療保障プランへ加入していることを条件とします。
配偶者は医療保障プランへ加入していることを条件とします。

【加入対象区分: 本人・配偶者・子ども】

<p>入院</p> <p>病気・ケガで入院したとき (疾病入院給付特約) (災害入院給付特約)</p> <p>※疾病入院給付金および災害入院給付金のお支払日数は、1回の入院について365日を限度とします。 ※疾病入院給付金および災害入院給付金のお支払日数は、それぞれ通算して1,095日を限度とします。 ※ただし、疾病入院給付金について、三大疾病(悪性新生物(がん)・上皮内新生物、急性心筋梗塞、脳卒中)の治療を目的とする入院の場合は、お支払日数の限度はありません。</p>	<p>(基準給付金額) 1,000円</p> <p>入院日数 × 1,000円</p> <p>※1入院につき1日目から最大365日まで通算1,095日まで保障 (疾病入院給付金・災害入院給付金)</p>
<p>集中治療</p> <p>病気・ケガで所定の集中治療室管理を受けたとき (集中治療給付特約)</p> <p>※集中治療給付金のお支払日数は、通算して120日を限度とします。</p>	<p>集中治療室管理日数 × 1,000円 (集中治療給付金)</p>
<p>退院</p> <p>病気・ケガで継続して5日以上入院をしたのち生存して退院をしたとき (退院給付特約)</p> <p>※退院給付金のお支払は、通算して700倍を限度とします。</p>	<p>入院1回につき入院日数に応じて 0.5・1・2万円 (退院給付金)</p>
<p>先進医療</p> <p>先進医療による療養を受けたとき (入院を伴わない場合も対象) (先進医療給付特約)</p> <p>※先進医療給付金のお支払は、通算して2,000万円を限度とします。</p>	<p>先進医療の技術に係る費用と同額 (通算2,000万円まで) (先進医療給付金)</p>

月額保険料 [加入対象区分: 本人・配偶者・子ども]

- ・基本特約: 疾病入院給付特約(特約の型: I型、入院給付金の型: 365日型)・災害入院給付特約(入院給付金の型: 365日型)
- ・集中治療給付特約
- ・退院給付特約
- ・先進医療給付特約

◆基準給付金額 **1,000円**、365日型
【加入対象区分: 本人・配偶者・子ども】

本人・配偶者	年齢	保険料(円)	年齢	保険料(円)
	18歳~19歳	160	70歳	1,578
	20歳~24歳	198	71歳	1,659
	25歳~29歳	256	72歳	1,742
	30歳~34歳	268	73歳	1,829
	35歳~39歳	288	74歳	1,919
	40歳~44歳	304	75歳	2,004
	45歳~49歳	378	76歳	2,119
	50歳~54歳	472	77歳	2,268
	55歳~59歳	641	78歳	2,465
60歳~64歳	906	79歳	2,699	
65歳~69歳	1,324			
子ども 0歳~22歳		一律 173円		

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例) 保険年齢40歳=2025年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※記載の保険料は加入者が200名以上999名以下の場合の保険料です。
したがって実際の加入者数が異なれば上記保険料は異なりますので、その場合は初回に遡って正規保険料を適用させていただきます。
※給付金の受取人は保険料負担者(本人)です。

医療保障（先進医療加算）プラン

加入資格

本人…生協組合員で遺族生活年金プラン、医療保障プランに加入（今回加入する場合を含みます。）しており、申込書記載の告知内容に該当し、2025年1月1日現在満17歳6カ月を超え、満65歳6カ月までの方（継続の場合は満79歳6カ月までの方）

配偶者…本人の配偶者（医療保障プランに加入している方（今回加入する場合を含みます。））で申込書記載の告知内容に該当し、2025年1月1日現在満

18歳以上、満65歳6カ月までの方（継続の場合は満79歳6カ月までの方）
※ただし、配偶者のみの加入はできません。

子ども…本人の子どもで、申込書記載の告知内容に該当し、年齢が満22歳6カ月（2025年1月1日現在）までの方です。

【告知内容】

本人

【現在の就業状態】

申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

（注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・子ども

【現在の健康状態】

申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

（注）①「治療」には、指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

本人・配偶者・子ども共通

【過去3ヵ月以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去3ヵ月以内に、

医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査（再検査・精密検査を含みます）・入院・手術をすすめられていません。

（注）検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

【過去2年以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。

（注）①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。

②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

④「治療」には、指示・指導を含みます。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、給付金をお支払いできない場合があります

この制度は生命保険会社と締結した家族特約付疾病入院給付特約付災害入院給付特約付集中治療給付特約付退院給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険契約に基づき運営します。

引 受 会 社 明治安田生命保険相互会社 TEL 03-5289-7145

加入対象者	本人	配偶者
加入要件	遺族生活年金プラン に加入	本人が3大疾病保障 プランに加入

3大疾病保障プラン

(リビング・ニーズ特約付、代理請求特約 [Y] 付集団扱無配当特定疾病保障定期保険 (Ⅱ型) [生命保険])

70歳まで
継続可能!

意向確認【ご加入前のご確認】

3大疾病保障プランは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。
ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

- 特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)の治療費として保険金をお支払いします。
- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- 保険年齢70歳までの保障が準備できます。

ご注意

※本人が遺族生活年金プランへ加入していることを条件とします。

**責任開始期(加入日)前に発生した傷害や疾病が原因である場合には、
保険金等がお支払いできない場合がありますのでご注意ください。**

(2025年1月1日)

- 所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき
 - 急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき
 - 急性心筋梗塞・脳卒中で所定の手術を受けられたとき
- 高額な治療費など一時的に必要な資金を確実に準備できます。

保障内容

【加入対象区分：本人・配偶者】

○ 所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ○ 急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ○ 急性心筋梗塞・脳卒中で、所定の手術を受けられたとき	特定疾病保険金	400万円・200万円
○ 死亡・所定の高度障害のとき	死亡・高度障害保険金	400万円・200万円

- ① ● 所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき
 - 急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき
 - 急性心筋梗塞・脳卒中で、所定の手術を受けられたとき
400万円・200万円の特定疾病保険金を一時金・年金形式でお支払いします。
- ② 死亡・所定の高度障害の時も、死亡・高度障害保険金として400万円・200万円をお支払いします。

※特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。

《リビング・ニーズ特約》 余命6か月以内と判断されるとき、保険金の前払請求ができます。

特定疾病とは

- 被保険者が加入日(*)以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類とお支払対象の疾病	お支払事由	お支払対象とならない疾病例※1
●悪性新生物(がん)	加入日(*)前を含めてはじめて*2悪性新生物と診断確定*3されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日(*)からその日を含めて90日を経過した後、加入日(*)前を含めてはじめて診断確定されたとき	・上皮内新生物*4 ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫
●急性心筋梗塞	加入日(*)以後に発生した疾病*5を原因として、急性心筋梗塞を発病*5し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態*6が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術*7を受けたとき	・狭心症 ・解離性大動脈瘤 ・心筋症
●脳卒中(くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞)	加入日(*)以後に発生した疾病*5を原因として、脳卒中を発病*5し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術*7を受けたとき	・一過性脳虚血 ・外傷性くも膜下出血 ・未破裂脳動脈瘤
死亡保険金	死亡されたとき	—————
高度障害保険金	加入日(*)以後に発生した傷害または疾病*5により所定の高度障害状態にいられたとき	—————

- ※1 お支払対象とならない疾病には、上記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1」対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については約款をご覧ください。
- ※2 ご加入前にお支払対象のがんと診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象のがんに診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日(*)以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、加入日(*)前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
- ※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。

- ※5 なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「T a」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- ※6 疾病の発生および急性心筋梗塞・脳卒中の発病には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。
- ※7 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- ※8 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
- (*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

月額保険料

point 早く加入するほど少ない負担で継続できます!!(更新後も加入時の保険料率のまま)

《保険期間70歳満了：集団扱月払、保険金額400万円・200万円》

(単位：円)

年齢	保 険 料				年齢	保 険 料				年齢	保 険 料			
	400万円		200万円			400万円		200万円			400万円		200万円	
	男性	女性	男性	女性		男性	女性	男性	女性		男性	女性	男性	女性
18歳	3,456	2,388	1,728	1,194	34歳	5,352	3,584	2,676	1,792	50歳	9,712	5,536	4,856	2,768
19歳	3,540	2,440	1,770	1,220	35歳	5,528	3,684	2,764	1,842	51歳	10,096	5,676	5,048	2,838
20歳	3,628	2,500	1,814	1,250	36歳	5,712	3,784	2,856	1,892	52歳	10,496	5,828	5,248	2,914
21歳	3,720	2,560	1,860	1,280	37歳	5,908	3,888	2,954	1,944	53歳	10,912	5,984	5,456	2,992
22歳	3,812	2,624	1,906	1,312	38歳	6,108	3,996	3,054	1,998	54歳	11,356	6,144	5,678	3,072
23歳	3,912	2,684	1,956	1,342	39歳	6,324	4,108	3,162	2,054	55歳	11,816	6,304	5,908	3,152
24歳	4,012	2,756	2,006	1,378	40歳	6,552	4,220	3,276	2,110	56歳	12,304	6,476	6,152	3,238
25歳	4,116	2,824	2,058	1,412	41歳	6,792	4,336	3,396	2,168	57歳	12,816	6,656	6,408	3,328
26歳	4,228	2,896	2,114	1,448	42歳	7,048	4,456	3,524	2,228	58歳	13,356	6,860	6,678	3,430
27歳	4,344	2,972	2,172	1,486	43歳	7,320	4,576	3,660	2,288	59歳	13,924	7,080	6,962	3,540
28歳	4,468	3,048	2,234	1,524	44歳	7,608	4,700	3,804	2,350	60歳	14,500	7,312	7,250	3,656
29歳	4,596	3,132	2,298	1,566	45歳	7,916	4,820	3,958	2,410	61歳	15,120	7,572	7,560	3,786
30歳	4,736	3,216	2,368	1,608	46歳	8,240	4,948	4,120	2,474	62歳	15,764	7,840	7,882	3,920
31歳	4,880	3,304	2,440	1,652	47歳	8,580	5,084	4,290	2,542	63歳	16,432	8,100	8,216	4,050
32歳	5,032	3,392	2,516	1,696	48歳	8,940	5,228	4,470	2,614	64歳	17,112	8,348	8,556	4,174
33歳	5,188	3,488	2,594	1,744	49歳	9,316	5,376	4,658	2,688	65歳	17,800	8,576	8,900	4,288

- ※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年末満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例)保険年齢40歳=2025年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
- ※この制度の保険料は年単位の契約応当日ごとの総保険金額により割引が適用される場合があります。なお、割引前の保険料率は満期まで同一です。記載の保険料は総保険金額10億円以上30億円未満の場合の保険料です。したがって、実際の総保険金額が異なれば、保険料も異なる場合があります。その場合は年単位の契約応当日より正規保険料を適用します。(既加入の方の保険料は上記に関わらず、ご加入時の年齢および保険料率が適用されますが、割引額の変更により保険料が変更になる場合があります。)
- ※記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入(増額)時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。

- ※加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり 約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いします。
(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。
- ※このパンフレットに記載の事項については、契約応当日である2025年1月1日の新規ご加入または増額部分について適用されます。現在ご加入の部分についてはご加入時にお配りしている「ご契約のしおり 約款」をご参照ください。ただし、このパンフレットの「お支払いできない場合について(解除・免責等)」に記載の、重大事由による解除の内容については現在ご加入の部分についても適用となります。
- ※本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただきます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。

年金払について

- 年金の種類と型
 - 配当金
 - 年金受取人
 - 年金のお支払い
 - 年金払の対象となる保険金
- 年金支払期間は、支払請求時に2~20年の中から選択いただけます。(定額型確定年金です)
 - 年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
 - 保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
 - 支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
 - 年金受取人へのお支払は、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。
 - 年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。
 - 年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。
 - 無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。
- この制度は、保険金の受取人が主約款の条項(保険金の代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が新たに「年金保険」の一時払保険料に充当され、年金として支払われます。

この制度は生命保険会社と締結したリビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付
集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)契約に基づき運営します。

【引受会社】 明治安田生命保険相互会社

公法人第二部法人営業第二部
〒110-0006 住所 東京都台東区秋葉原5-9 明治安田生命秋葉原ビル6F
TEL 03-5289-7145

3 大疾病保障プラン

加入資格 (新規加入・増額の場合)

本人…生協組合員で遺族生活年金プランに加入しており、申込書記載の告知内容に該当し、2025年1月1日現在満17歳6カ月を超え、満65歳6カ月までの方

配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2025年1月1日現在満18歳以上、満65歳6カ月までの方
※ただし、配偶者だけのお申し込みはできません。

【告知内容】

本人

【現在の就業状態】

申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者

【現在の健康状態】

申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。
②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

《別表》

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃

本人・配偶者共通

【過去3ヵ月以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査（再検査・精密検査を含みます）・入院・手術をすすめられていません。
(注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

【過去5年以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。

かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

※過去に特定疾病保険金または高度障害保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても再加入はできません。

※配偶者のみでの新規加入はできません。

※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ、脱退となった場合にも、

配偶者は本人と同様に脱退となります。ただし、保険金の支払いによって本人が脱退となった場合でも、本人が引き続き生協組合員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

※**加入日（*）よりも前に「悪性新生物（がん）」と診断確定されていた場合には**、加入日（*）以降に新たに「悪性新生物（がん）」と診断確定されても、特定疾病保険金のお支払いの対象になりません。

（*）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

加入対象者	本人	配偶者・子ども
加入要件	遺族生活年金プランに加入	本人が傷害ワイドプランに加入

傷害ワイドプラン

(熱中症補償特約付食中毒補償特約付天災補償特約付普通傷害保険(青年アクティブ型)【損害保険】)

80歳まで
継続可能!

意向確認【ご加入前のご確認】

傷害ワイドプランは、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。
ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

- 急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより入院・手術・通院をした場合、保険金をお支払いします。
- 日常生活における賠償事故等のリスクについても補償します。
- 熱中症、食中毒による入院・手術・通院についても対象となります。

※2025年1月1日以降に発生したものが対象となります。

ご注意

※遺族生活年金プランへ加入していることを条件とします。

効力発効日前に発生した傷害が原因である場合には、保険金がお支払いできませんのでご注意ください。

(2025年1月1日)

天災補償特約がセットされています。

地震・噴火またはこれらによる津波により被ったケガの入院・手術・通院時も補償されます。

傷害ワイドプランのポイント

こんなときに給付します。

<p>傷 害</p> <p>スキーで転んで骨折した</p> <p>車にはねられてケガをした</p> <p>料理中にケガをした</p> <p>階段から転倒してねんざした</p> <p>サッカーで肉離れした</p> <p>地震でケガをした</p>	<p>携行品 損害</p> <p>旅行中、ひったくりにあいカバンを盗まれた ※警察の盗難届が必要</p> <p>外出先でメガネを誤って落とし破損した</p> <p>会社のトイレで携帯電話を誤って水に濡らして破損した ※補償サービスを利用する場合は、補償サービス負担金額が対象となります(時価額限度)。</p>
<p>賠償責任</p> <p>自転車で通行人にケガをさせた ※仕事上の事故を除く。</p> <p>買物中子どもが誤って高価な陶磁器を破損した</p> <p>友人のメガネを踏んで壊してしまった</p> <p>犬の散歩中飼犬が他人にかみついた</p>	<p>キャンセル 費用</p> <p>交通事故による入院のため1週間後の海外旅行をキャンセルした</p> <p>レンタル用品 賠償責任</p> <p>国内でレンタルしたビデオカメラを誤って落とし破損した</p> <p>救援者 費用等</p> <p>旅行先でのケガによる14日以上入院で家族が現地につけた</p>

3大疾病保障プラン
傷害ワイドプラン

～こんなとき保険金は支払われました～(Eコース加入の場合)

36歳 男性 Aさんのケース	36歳 男性 Cさんのケース
【事由】 テニスのプレー中にダッシュしたところ、足もつれて右足首を捻挫してしまい、6日病院に通院した。 【支払保険金】 通院保険金 通院保険金日額 3,000円 × 6日 = 18,000円	【事由】 信号待ちで停車していた自動車に、息子が自転車で追突し、バンパーに傷をつけてしまった。 【支払保険金】 賠償責任保険金 修理代 57,463円
21歳 男性 Bさんのケース	27歳 女性 Dさんのケース
【事由】 駅前を通行中、工事中のフェンスから出ていた針金にスーツを引っかけて、右袖に大きなかき裂きができてしまった。(修理不能) 【支払保険金】 携行品損害保険金 時価額 31,680円 －免責 3,000円 = 28,680円	【事由】 洗濯機のホースが外れていたのに気づかずに洗濯したため、階下に水が漏れ、引越しのために荷造りされていた階下の住民の荷物の中まで洗濯水で汚してしまった。 【支払保険金】 賠償責任保険金 81,770円 (階下の内装修理費含む)

傷害ワイドプラン

加入資格	本人	子ども
	本人…遺族生活年金プランに加入している(今回加入する場合を含みます。) 生協組合員で、2025年1月1日現在満17歳6カ月を超え満65歳6カ月までの方(継続の場合は満80歳6カ月までの方) 配偶者…本人の配偶者で、2025年1月1日現在満18歳以上満65歳6カ月までの方(継続の場合は満80歳6カ月までの方)	子ども…本人が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します)で、2025年1月1日現在満0歳から満22歳6カ月までの方 なお、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。
	オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、	プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

この制度は損害保険会社と締結した普通傷害保険(青年アクティブ型)契約に基づき運営します。

保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ

(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。

取扱代理店 株式会社 ひばり
 (明治安田損害保険株式会社委託代理店) TEL 029-231-1277、
 明治安田生命保険相互会社
 (明治安田損害保険株式会社委託代理店) TEL 03-5289-7145
 引受損害保険会社 明治安田損害保険株式会社

補償額と月額保険料

※下記の表の太枠部分は天災補償特約セットにより地震・噴火またはこれらによる津波によって被ったケガもお支払い対象となります。

コース	月額保険料	傷害による			賠償責任保険金	キャンセル費用保険金	レンタル用品賠償責任保険金	救援者費用等保険金	携行品損害保険金	
		入院保険金日額	手術保険金	通院保険金日額						
		傷害を原因とする入院に対し給付。免責日数なし:180日限度	入院保険金日額の5倍・10倍にて状況に応じて給付	傷害を原因とする通院に対し給付。免責日数なし:90日限度						
本人	E	1,160円	5,000円	2.5・5.0万円	3,000円	1億円	10万円	30万円	150万円	10万円
	F	800円	3,000円		2,000円					
配偶者	G	730円	3,000円	1.5・3.0万円	2,000円	—	—	—	—	—
子ども	H	730円	3,000円		2,000円	—	—	—	—	—

(注)賠償責任・レンタル用品賠償責任保険金は、本人の加入により以下の方も補償対象となります。本人が未成年もしくは責任無能力者、または補償対象となる方が責任無能力者である場合は、法定の監督義務者等も補償対象となる方に含みます(未成年または責任無能力者に関する事故に限ります。)

- ・ 配偶者
- ・ 本人またはその配偶者の同居の親族
- ・ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子

なお、続柄は、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。

また、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*記載の保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

*本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取り扱いできない事項があります。

【お取り扱いできない事項の例】

- 保険期間中のコース変更(保険金額の増額・減額等)
- 保険期間の変更
- 保険料の払込方法の変更 など

*補償内容の詳細は、パンフレット67～70ページを参照願います。

傷害プラン

(熱中症補償特約付食中毒補償特約付天災補償特約付普通傷害保険【損害保険】)

70歳まで
継続可能!

意向確認【ご加入前のご確認】

傷害プランは、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

- 急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより入院・手術・通院をした場合、保険金をお支払いします。
 - ※ 遺族生活年金プランへ加入していることを条件とします。
 - ※ 傷害プランは既加入者専用制度です。新規加入はできません。
- 熱中症、食中毒による入院・手術・通院についても対象となります。

ご注意

効力発効直前に発生した傷害が原因である場合には、
保険金がお支払いできませんのでご注意ください。

(2025年1月1日)

天災補償特約がセットされています。

地震・噴火またはこれらによる津波により被ったケガも補償されます。

制度内容

傷害プランはこんなときに保険金をお支払いします

自転車で転んでケガをした



料理中にヤケドをした



部活中にケガをした



地震でケガをした



補償額と月額保険料

		コース名	補償額	月額保険料 (各コースとも、年齢に関係なく一律です。)
通院保険金	傷害で通院し、医師の治療を受けたとき (事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院について、90日限度)	A (本人)	3,000円 × 通院日数	本人 Aコース …… 1,010円 Bコース …… 650円 配偶者 Cコース …… 650円 子ども (0歳～22歳) Dコース …… 650円
		B・C・D (本人)(配偶者)(子ども)	2,000円 × 通院日数	
入院保険金	傷害で入院したとき (事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院について)	A (本人)	5,000円 × 入院日数	
		B・C・D (本人)(配偶者)(子ども)	3,000円 × 入院日数	
手術保険金	傷害で所定の手術を受けたとき (事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けたとき)	A (本人)	状況により 2.5・5万円	
		B・C・D (本人)(配偶者)(子ども)	状況により 1.5・3万円	

※記載の保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

※本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体（ご契約者）との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。

【お取扱いできない事項の例】

- 保険期間中のコース変更（保険金額の増額・減額）
- 保険期間の変更 ●保険料の払込方法の変更 など

※補償内容の詳細は、パンフレット71～72ページを参照願います。

◎本人は「Aコース」または「Bコース」のいずれかとなります。

◎配偶者は「Cコース」のみ、子どもは「Dコース」のみのお取扱いとなります。

傷害プラン

加入資格

本人…遺族生活年金プランに加入している（今回加入する場合を含みます。）生協組合員で、2025年1月1日現在満17歳6カ月を超え満60歳6カ月までの方（継続の場合は満70歳6カ月までの方）
配偶者…本人の配偶者で、2025年1月1日現在満18歳以上満60歳6カ月までの方（継続の場合は満70歳6カ月までの方）

子ども…本人が扶養する子（健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します）で、2025年1月1日現在満0歳から満22歳6カ月までの方

なお、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。

オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、

プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

この制度は損害保険会社と締結した普通傷害保険契約に基づき運営します。

保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ

(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。

取扱代理店 株式会社 ひばり

(明治安田損害保険株式会社委託代理店) TEL 029-231-1277、

明治安田生命保険相互会社

(明治安田損害保険株式会社委託代理店) TEL 03-5289-7145

引受損害保険会社

明治安田損害保険株式会社

退職後継続保障プラン

(リビング・ニーズ特約付、代理請求特約【Y】付 付集団扱無配当定期保険(Ⅱ型)【生命保険】)

退職後
70歳まで
保障を準備可能!

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- 保険年齢70歳までの保障が準備できます。

※退職後継続保障プランは既加入者専用制度です。新規加入・増額はできません。
※遺族生活年金プランへ加入していることを条件とします。

制度の特長

ご退職後も70歳まで保障を準備できます。

保障額

【加入対象区分：本人・配偶者】

死亡・高度障害のとき

死亡・高度障害保険金

500
万円

400
万円

300
万円

《リビング・ニーズ特約》余命6か月以内と判断されるとき、保険金の前払請求ができます。

- ※本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定していただきます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。
- ※加入日以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり 約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いします。
- ※当社は相互会社であり、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっています。相互会社においては、剰余金の分配のある保険契約のご契約者は社員となりますが、この保

険契約は剰余金の分配のない契約ですので、この保険のご契約者は社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。

※本人の保険金が支払われ、脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。ただし、保険金の支払いによって本人が脱退となった場合でも、本人が引き続き生協組合員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

この制度は生命保険会社と締結したリビング・ニーズ特約付、代理請求特約【Y】付 付集団扱無配当定期保険(Ⅱ型)契約に基づき運営します。

【引受会社】 明治安田生命保険相互会社

公法人第二部法人営業第二部 〒110-0006

住所 東京都台東区秋葉原5-9 明治安田生命秋葉原ビル6F

TEL 03-5289-7145

遺族生活年金プランのお取扱いについて

<p>継続加入の取扱い</p>	<p>一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金額以下で継続加入できます。なお、更新の際に、保険金額・受取人等の変更</p>	<p>の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。</p>
<p>保険期間</p>	<p>1年間(2025年1月1日～2025年12月31日)で以後毎年更新します。</p>	<p>保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、保険料の払込みが条件となります。</p>
<p>保険料</p>	<p>毎月の給与から控除します。(初回は1月分から)</p>	
<p>配当金</p>	<p>この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。</p>	
<p>申込方法</p>	<p>所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要</p>	
<p>年金の取扱いについて</p>	<p>1. 年金の種類と型 ●年金支払期間は、支払請求時に2年以上30年以内で選択いただけます。(逓増型または定額型確定年金です。) ●逓増型の場合、基本年金額は毎年逓増いたします。(3%単利逓増型、5%単利逓増型、7%単利逓増型のいずれかに限ります。)</p> <p>2. 配当金 ●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。</p> <p>3. 年金受取人 ●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。 ●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。</p> <p>4. 年金のお支払い ●年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。 ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。 ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。</p> <p>5. 年金払の対象となる保険金 ●新・団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。</p>	
<p>保険金の支払い</p>	<p>●死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(*)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。</p> <p>●引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>高度障害状態とは</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの </div> <p>※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。</p> <p>保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。</p> <p>なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。</p>	

<p>お支払いできない場合について (解除・免責等)</p>	<p>次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります。) ●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があつて、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき ●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で 	<p>事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合</p> <p>1. 死亡保険金について</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者が加入日(*)から1年以内に自殺したとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。) ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) <p>2. 高度障害保険金について</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者の故意によるとき ②契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
------------------------------------	---	---

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

※詳細は約款の規定によります。

制度運営 この制度は生命保険会社と締結したこども特約付年金払特約付新・団体定期保険契約に基づき運営します。

※相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であ

り、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

MY-A-24-団-005826

遺族生活年金プラン・プラスのお取扱いについて

<p>保 険 期 間</p>	<p>1年間（2025年1月1日～2025年12月31日）で以後毎年更新します。保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末まで（ボーナス給付部</p>	<p>分は半年単位の契約応当日の前日）の保障となります。ただし、保険料の払込みが条件となります。</p>
<p>保 険 料</p>	<p>毎月の給与からの控除となります。（初回は1月分から）ボーナス給付部分の保険料は、1月と7月のボーナスより保険料とあわせて控除します。（初回は1月分給与より）</p>	
<p>配 当 金</p>	<p>この制度は1年ごとに収支計算をおこない、剰余金が生じた場合には配当金としてお返しする仕組みになっています。</p>	
<p>継 続 加 入 の 取 扱 い</p>	<p>一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金額（同コース）以下で継続加入できます。</p>	<p>なお、更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。</p>
<p>申 込 方 法</p>	<p>所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要</p>	<p>です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。</p>
<p>保 険 金 の 支 払 い</p>	<p>●死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日（*）以後に（業務上業務外を問わず）発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。</p> <p>●障害保険金、障害初期給付金については、この特約の加入日（*）以後の傷害または疾病を原因として、障害保険金は保険期間中に国民年金法施行令別表に定める障害等級1級の障害状態に該当し、国民年金法による障害基礎年金または厚生年金保険法による障害厚生年金のいずれかの受給権を取得した場合に死亡保険金額と同額、障害初期給付金は保険期間中に国民年金法施行令別表に定める障害等級1級もしくは2級の障害状態に該当し、国民年金法による障害基礎年金または厚生年金保険法による障害厚生年金のいずれかの受給権を取得した場合に死亡保険金額の1割相当額を高度障害保険金受取人に支払います。ただし、障害初期給付金の支払は、更新前の保険期間を含めて1回を限度とします。</p> <p>※保険期間中の発症でも受給権の取得年月が保険期間終了後の場合は保障の対象となりません。</p> <p>※公的障害年金制度に関する法律等の改正が行なわれた場合には、当会社は、主務官庁の認可を得て、支払事由、保険料その他のこの特約の内容を変更することがあります。</p> <p>※特約の締結時（特約が更新された場合は最後の更新時）における公的障害年金に関する法律等に連動した給付を行います。</p> <p>※重い障害が残っているものの、所定の要件を満たさず障害基礎年金または障害厚生年金のいずれかの受給権を取得できない場合（具体的には、次の①から③のいずれかに該当する場合）については、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」等に基づき、対象となる障害状態に該当するかを当社にて判断いたします。</p> <p>①初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間に3分の1以上の保険料滞納期間がある場合</p> <p>②初診日が60歳以上65歳未満、かつ公的年金の被保険者でない場合で、老齢年金の繰上げ受給後に障害認定日が来る場合</p> <p>③社会保障協定が締結され、年金の二重加入防止が図られている国の外国人で、一時的な派遣（通常5年まで）のために日本の年金制度への加入が免除となる場合</p> <p>●引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。</p> <p>高度障害状態とは身体障害の程度が加入日（*）以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。</p> <div data-bbox="300 1339 1433 1574" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>高度障害状態とは</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの </div> <p>※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。</p> <p>保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ（https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html）をご覧ください。</p> <p>なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。</p>	

<p>年金の取扱いについて</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 年金の種類と型 年金支払期間は、支払請求時に2年以上25年以内で選択いただきます。(定額型または1%ないし7%の単利逓増型のいずれかに限ります。) 2. 配当金 年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。 3. 年金受取人 保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。 支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。 4. 年金のお支払い 年金受取人へのお支払は、毎年1回、2回、4回受取りの 	<p>いずれかです。 年金のお支払日は、年金支払月の応当日（15日）です。 年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 5. 年金払の対象となる保険金 新・団体定期保険の主契約保険金、障害保険金および障害初期給付金（注）の全額または一部。ただし、年金年額が年1回払のとき年額12万円未満、年2・4回払のとき年額36万円未満の場合はお取扱いできません。 （注）障害初期給付金の年金払については高度障害保険金または障害保険金が同時に支払われ、かつその全部が年金払となる場合のみお取扱いします。
<p>お支払いできない場合について（解除・免責等）</p>	<p>次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき（告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります。） ●契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき ●契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取す 	<p>る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 死亡保険金について <ol style="list-style-type: none"> ①被保険者が加入日（*）から1年以内に自殺したとき（ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。） ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。） 2. 高度障害保険金・障害保険金・障害初期給付金について <ol style="list-style-type: none"> ①被保険者の故意によるとき ②契約者または高度障害保険金受取人・障害保険金受取人・障害初期給付金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）

（*）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。
 制度運営 この制度は生命保険会社と締結した年金払特約付半年払保険料併用特約付障害特約付新・団体定期保険契約に基づき運営します。

※詳細は約款の規定によります。

※相互会社においては、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であ

り、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

MY-A-24-団-005827

短期傷病休業給付プランのお取扱いについて

継続加入の取扱い	一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ基準給付金月額以下で継続加入できます。	なお、更新の際に、基準給付金月額等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。													
保険期間	1年間（2025年1月1日～2025年12月31日）で以後毎年更新します。														
保険料	毎月の給与から控除します。（初回は1月分から）														
配当金	1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いします。														
申込方法	所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。 継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。 また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。														
給付内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>給付種類</th> <th>給付事由</th> <th>給付内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就業不能給付金</td> <td>加入日（*）以後に発生した傷害または発病した疾病による就業不能状態が、保険期間満了時までに20日を超えて継続したとき</td> <td>基準給付金月額をお支払いします（毎月の支払基準日（注1）まで継続することに1回、最大18回）</td> </tr> <tr> <td>特定精神障害給付金</td> <td>加入日（*）以後に発生した所定の精神障害（注2）による就業不能状態が、保険期間満了時までに20日を超えて継続したとき</td> <td>基準給付金月額をお支払いします（毎月の支払基準日（注1）まで継続することに1回、最大18回）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">初期支援給付金</td> <td>・加入日（*）以後に発生した傷害または発病した疾病により、保険期間満了時までに第1回就業不能給付金が支払われる就業不能状態に該当したとき</td> <td rowspan="2">基準給付金月額の1 / 2をお支払いします</td> </tr> <tr> <td>・加入日（*）以後に発生した所定の精神障害により、保険期間満了時までに第1回特定精神障害給付金が支払われる就業不能状態に該当したとき</td> </tr> </tbody> </table>	給付種類	給付事由	給付内容	就業不能給付金	加入日（*）以後に発生した傷害または発病した疾病による就業不能状態が、保険期間満了時までに20日を超えて継続したとき	基準給付金月額をお支払いします（毎月の支払基準日（注1）まで継続することに1回、最大18回）	特定精神障害給付金	加入日（*）以後に発生した所定の精神障害（注2）による就業不能状態が、保険期間満了時までに20日を超えて継続したとき	基準給付金月額をお支払いします（毎月の支払基準日（注1）まで継続することに1回、最大18回）	初期支援給付金	・加入日（*）以後に発生した傷害または発病した疾病により、保険期間満了時までに第1回就業不能給付金が支払われる就業不能状態に該当したとき	基準給付金月額の1 / 2をお支払いします	・加入日（*）以後に発生した所定の精神障害により、保険期間満了時までに第1回特定精神障害給付金が支払われる就業不能状態に該当したとき	
	給付種類	給付事由	給付内容												
就業不能給付金	加入日（*）以後に発生した傷害または発病した疾病による就業不能状態が、保険期間満了時までに20日を超えて継続したとき	基準給付金月額をお支払いします（毎月の支払基準日（注1）まで継続することに1回、最大18回）													
特定精神障害給付金	加入日（*）以後に発生した所定の精神障害（注2）による就業不能状態が、保険期間満了時までに20日を超えて継続したとき	基準給付金月額をお支払いします（毎月の支払基準日（注1）まで継続することに1回、最大18回）													
初期支援給付金	・加入日（*）以後に発生した傷害または発病した疾病により、保険期間満了時までに第1回就業不能給付金が支払われる就業不能状態に該当したとき	基準給付金月額の1 / 2をお支払いします													
	・加入日（*）以後に発生した所定の精神障害により、保険期間満了時までに第1回特定精神障害給付金が支払われる就業不能状態に該当したとき														
	<p>（*）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。</p> <p>（注1）第1回就業不能給付金の支払事由に該当した日を第1回支払基準日とし、2回目以降は、翌月以降の第1回支払基準日の応当日となります。</p> <p>ただし、2回目以降は、直前の支払基準日から各支払基準日まで就業不能状態が継続していた場合にお支払いの</p>	<p>対象となります。</p> <p>（特定精神障害給付金の場合、就業不能給付金を「特定精神障害給付金」と読み替えます。）</p> <p>（注2）お支払いの対象となる精神障害、対象とならない精神障害については、パンフレット48～50ページの「給付金のお支払いについて」を参照してください。</p>													
給付金に関するご注意	<p>給付金のお支払いについて</p> <p><就業不能給付金について></p> <p>●就業不能給付金をお支払いする場合</p> <p>「第1回就業不能給付金」をお支払いする場合 被保険者が所定の就業不能状態に該当し、その所定の就業不能状態が、その被保険者の保険期間満了時までに、不支給期間を超えて継続したとき</p> <p>「第2回以降就業不能給付金」をお支払いする場合 被保険者の保険期間満了時までに到来する第2回以降の各支払基準日において、直前の支払基準日から所定の就業不能状態が継続していたとき</p> <p>●「就業不能状態」とは 「就業不能状態」とは、傷害または疾病により、病院（*1）もしくは診療所（*1）への治療を目的とした入院（*2）（*3）または医師の指示による自宅療養（*4）をしており、かつ保険契約者と引受保険会社との協議にもとづいて締結される協定書に記載された業務に全く従事できない状態をいいます。</p> <p>●「所定の就業不能状態」とは 「所定の就業不能状態」とは、次のすべてを満たす就業不能状態をいいます。</p> <p>（ア）その被保険者についての加入日（*）以後の就業不能状態であること</p>	<p>（イ）その被保険者についての加入日（*）以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする就業不能状態であること</p> <p>（ウ）その被保険者についての保険期間の満了時までに開始した就業不能状態であること</p> <p>●「不支給期間」とは 「不支給期間」とは、所定の就業不能状態が開始した日以降、その状態が継続した期間で、かつ、就業不能給付金の支払いの対象とならない期間をいい、その期間として日数をこの保険契約締結の際に引受保険会社の定める範囲内で保険契約者と引受保険会社が協議により定めます。</p> <p>●「支払基準日」とは （ア）第1回支払基準日 第1回就業不能給付金の支払事由に該当した日（第1回就業不能給付金が支払われる場合に限りです。）</p> <p>（イ）第2回以降の支払基準日 第1回支払基準日が属する月の翌月以降の各月の第1回支払基準日の応当日（応当日のない月の場合は、その月の末日とします。）</p>													

（*）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

お支払いできない場合について
(解除・免責等)

次のような場合には、給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、2年経過後にも取り消しとなる場合があります。)
- 契約者もしくは被保険者に給付金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
- 次のいずれかによりお支払事由に該当したとき

1. 就業不能給付金について

- ①契約者の故意または重大な過失

(*1)精神障害

「精神障害」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び

- ②その被保険者の故意または重大な過失
- ③その被保険者の犯罪行為
- ④その被保険者の精神障害(*1)
- ⑤その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ⑥その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故
- ⑦その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- ⑧その被保険者の薬物依存(*2)
- ⑨その被保険者の妊娠、出産(*3)
- ⑩頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。)
- ⑪地震、噴火または津波(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
- ⑫戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

2. 特定精神障害給付金について

- ①契約者の故意または重大な過失
- ②その被保険者の故意または重大な過失
- ③その被保険者の犯罪行為
- ④地震、噴火または津波(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
- ⑤戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類のうち次のものをいいます(注1)。

分類項目	分類番号
症状性を含む器質性精神障害	F00-F09 (ただし、F00、F01、F02およびF03を除く)
精神作用物質使用による精神及び行動の障害(注2)	F10-F19
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	F20-F29
気分[感情]障害	F30-F39
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	F40-F48
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	F50-F59 (F54を除く)
成人の人格及び行動の障害	F60-F69
知的障害<精神遅滞>	F70-F79
心理的発達障害	F80-F89
小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	F90-F98
詳細不明の精神障害	F99

(注1)分類番号F00(アルツハイマー病の認知症)、F01(血管性認知症)、F02(他に分類されるその他の疾患(パーキンソン病等)の認知症)、F03(詳細不明の認知症)およびF54(他に分類される障害又は疾病に関連する心

理的又は行動的要因)に規定される内容は、免責事由に該当しません。

(注2)薬物依存に該当するものを除きます。

(*2)薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類のうち分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、

F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

(*3)妊娠、出産

「妊娠、出産」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に記載

された分類のうち分類番号O00からO99までに規定される内容によるものとします。

指定代理請求について

給付金受取人が被保険者の場合で、被保険者が給付金を請求できない特別な事情(注)があるときは、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって給付金を請求することができます。

(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

指定代理請求者は、給付金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。

1. 被保険者の戸籍上の配偶者
2. 被保険者の直系血族
3. 被保険者の兄弟姉妹
4. 被保険者の3親等内の親族
5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、給付金受取人のために給付金を請求する適切な関係があると引受保険会社が認めた方に限ります。
 - ア. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方
 - イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人を除く)

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

※相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、この契約におけるご契約者は団体で

あり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

引受保険会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、給付金のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

給付金のお支払いに関する約款規定については団体または引受保険会社までお問い合わせください。

MY-A-24-DI-005830

長期療養収入補償プランのお取扱いについて

保 険 期 間	1年間(2025年1月1日～2025年12月31日)で、以後、毎年更新します。	
保 険 料	保険料は毎月の給与から控除します。(初回は1月分から)	
加入取扱いに関するご注意	※保険金月額、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。 長期療養収入補償プランは遺族生活年金プランとセットでご加入ください。 10コースか1Aコースのどちらかを選択してください。(1Aコースは新規加入できません。)	
申 込 方 法	所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出ください。(申込書は遺族生活年金プランと併用です。) 継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。 また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。	
継 続 加 入 関 係 取 扱 い	いったん健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金月額(コース)以下で継続加入できます。	なお、更新の際に、保険金月額(コース)等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。
配 当 金・解 約 返 れ い 金	この制度には、配当金および解約返れい金はありません。	
保 険 金 の お 支 払 い	<p>保険期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の就業障害が、免責期間を超えて継続したとき、保険金をお支払いします。(注) (注)免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。 (10コース) 就業障害が続いた場合、免責期間終了後(91日目)から、満65歳に達した日を限度として保険金が支払われます。ただし、加入日(継続加入の場合は更新日)現在満55歳以上の方は、91日目から3年、所定の精神障害による就業障害の場合は24ヵ月が限度となります。また、一度就業障害が終了した後、6ヵ月以内に同一の原因により再度就業障害となったとき、後の就業障害は前の就業障害と同一とみなします。 (1Aコース) 就業障害が続いた場合、免責期間終了後(8日目)から、3年を</p> <p>なお、所得喪失率は、</p> $1 - \frac{\text{免責期間終了後に業務に復帰して得られた各月の所得の額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$ <p>で算出されます。</p> <p>病気やケガにより全く就業できない場合は有給、無給を問わず100%とします。 初年度加入の後に、保険金のお支払条件の変更があった場合は、就業障害の原因となった身体障害を被った時からその日を含めて1年を経過した後に就業障害になったときを除き、次のいずれか低い額を保険金の額とします。ただし、保険金額以外の変更があった場合は、それぞれの保険金のお支払条件に基づく保険料を比べ、保険料の額がより低い方の保険金のお支払条件によって算出された額を保険金の額とします。この場合において保険料は、就業障害になった時の年齢区分で計算するものとします。</p>	<p>限度として保険金が支払われます。所定の精神障害による就業障害の場合は24ヵ月が限度となります。また、一度就業障害が終了した後、6ヵ月以内に同一の原因により再度就業障害となったとき、後の就業障害は前の就業障害と同一とみなします。 補償対象期間中の就業障害である期間1ヵ月について、「保険金月額」×「所得喪失率」をお支払いします。ただし、保険金月額が、就業障害開始日の属する月の直前12ヵ月の平均月間所得額を超える場合は、「平均月間所得額」×「所得喪失率」のお支払いとなります*。 また、補償対象期間中の就業障害である期間に1ヵ月未満の端日数が生じた場合は、1ヵ月=30日とした日割計算でお支払いします。</p> <p>①被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が就業障害になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額 *他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。</p>
保 険 金 の 取 扱 い	<p>就業障害が開始したときは、就業障害の開始の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。 <代理請求制度について> ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がいないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。 ①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)</p>	<p>②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族 ③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)または上記②以外の3親等内の親族 ※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。</p> <p>●自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業障害 ●精神障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害(一部お支払いの対象となるものがあります。詳細は下記をご確認ください。) ●脱退後に開始した就業障害</p> <p>なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができません。また、解除された場合は、既にお払いいただいた保険料をお返しできません。この制度には精神障害補償特約がセットされているので、以下の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害については補償の対象となります。ただし、この特約による保険金の支払いは、補償対象期間にかかわらず、免責期間の終了日の翌日から起算して24ヵ月を限度とします。</p>
免 責・解 除 に つ い て	<p>「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の以下の分類番号に該当する精神障害 F00~F09、F20~F99 例)統合失調症、統合失調症型障害、妄想性障害、双極性感情障害(躁うつ病)、強迫性障害(強迫神経症)、摂食障害、非器質性睡眠障害、行為障害、チック障害、認知症、知的障害、特異的発達障害、多動性障害など</p> <p><重大事由による解除について> 保険金を取得する目的で就業障害を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行なった場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保</p>	<p>険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。</p>
就 業 障 害 の 定 義	<p>就業障害とは、下記の状態をいいます。 1. 身体障害による休職開始時から免責期間終了までは、次のいずれかの事由により、いかなる業務にも全く従事できない場合 (イ)その身体障害の治療のため、入院していること (ロ)(イ)以外の場合で、その身体障害につき医師の治療を受けつつ、在宅療養している場合</p>	<p>(ハ)(イ)(ロ)以外の場合で、その身体障害により、いかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること 2. 免責期間終了後からは、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または、一部従事することができず、かつ、所得喪失率が20%を超える場合</p>
保 険 金 の お 支 払 い 関 係 注 意	<p>・保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業障害が開始したときに限ります。 ・保険期間開始時より前に被った身体障害による就業障害はお支払いの対象となりません(注)。 ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業障害につきましては保険金をお支払いいたします。 (注)したがって、保険期間開始時より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となる場合があります。</p>	<p>・退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。 ・保険金は身体の障害によって、所定の就業障害が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできません。 ・保険金受取人は被保険者本人になります。</p>

MYG-A-24-L-286

医療保障プランのお取扱いについて

加入取扱いに関するご注意	<p>子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。配偶者、子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。配偶者、子どもの加入金額は、本人の加入金額と同額以下にしてください。本人について定められた死亡保険金が支払われた場合、配偶者、子どもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者、子どもは同時に脱退となります。</p> <p>子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同額にて加入となります。また、子どもは医療保険（損保部分）に加入できません。</p>	<p>ります。また、本人が脱退した場合も配偶者、子どもは同時に脱退となります。</p> <p>子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同額にて加入となります。また、子どもは医療保険（損保部分）に加入できません。</p>									
継続加入の取扱い	<p>一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ入院給付金日額以下で継続加入できます。なお、更新の際に、入院給付金日額・受</p>	<p>取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。</p>									
保険期間	<p>1年間（2025年1月1日～2025年12月31日）で以後毎年更新します。保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、保険料の払込みが条件となります。</p>										
保険料	<p>毎月の給与から控除します。（初回は1月分から）</p>										
配当金	<p>1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いいたします。</p>										
申込方法	<p>所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。</p>										
給付内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>給付種類</th> <th>給付事由</th> <th>給付内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院給付金</td> <td>加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき</td> <td>入院給付金日額×入院日数をお支払いします。</td> </tr> <tr> <td>死亡保険金</td> <td>保険期間中に死亡したとき</td> <td>死亡保険金額</td> </tr> </tbody> </table>		給付種類	給付事由	給付内容	入院給付金	加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。	死亡保険金	保険期間中に死亡したとき	死亡保険金額
	給付種類	給付事由	給付内容								
入院給付金	加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。									
死亡保険金	保険期間中に死亡したとき	死亡保険金額									
<p>保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。</p> <p>なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性あります。</p> <p>●引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。</p>											
給付金のお支払い	<p><入院について></p> <p>●入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。</p> <p>(1)加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。</p> <p>(注)被保険者がこの保険契約の更新後に、加入日(*)前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、加入日(*)から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は加入日(*)以後の原因によるものとみなします。</p> <p>(2)傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。</p> <p>(注)治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は、「治療を目的とする入院」に該当しません。</p> <p>(3)「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。</p> <p>①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)</p> <p>② ①の場合と同等の日本国外にある医療施設</p>	<p>●入院の有無は、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。</p> <p>●被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めるときは、1回の入院とみなします。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。</p> <p>●入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した時または入院中に次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。</p> <p>(1)その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき</p> <p>(2)その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき</p> <p>●被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当社がこれを認めるときは、継続した1回の入院とみなします。</p> <p>●入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。この場合の入院給付金日額は、保険契約の満了した日のそれと同額とします。</p>									

給付金のお支払い(続き)	<p>●分娩のための入院は、当社が異常分娩と認めた場合に限り、給付金支払の対象となります。</p> <p>●薬物依存(モルヒネ、コカイン中毒等)、人間ドック、美容整形等、治療を目的としない入院は給付金支払の対象となりません。</p>	<p><入院給付金></p> <p>●入院給付金の支払限度日数は、1回の入院につき124日分、通算700日分です。</p> <p>●入院給付金の支払事由に該当する入院は、同一の不慮の事故による傷害または疾病による保険期間中の入院日数が継続して2日以上となった入院であることを要します。</p>
お支払いできない場合について(解除・免責等)	<p>次のような場合には、給付金・保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)</p> <p>●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき</p> <p>●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき</p> <p>●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります。)</p> <p>●契約者もしくは被保険者に給付金・保険金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき</p> <p>●契約者、被保険者または受取人が給付金・保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合</p>	<p>1. 入院給付金について</p> <p>① 契約者、その被保険者またはその給付金受取人の故意または重大な過失</p> <p>② その被保険者の犯罪行為</p> <p>③ その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>④ その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>⑤ その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故</p> <p>⑥ その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故</p> <p>⑦ その被保険者の薬物依存</p> <p>⑧ 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</p> <p>2. 死亡保険金について</p> <p>① その被保険者についての加入日(*)から起算してその被保険者の1年以内の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。)</p> <p>② 契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき</p> <p>③ 戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</p>
医療保障保険契約内容登録制度	<p>「医療保障保険契約内容登録制度」について あなたのご契約内容が登録されます。</p> <p>当社は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます。))とともに、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。</p> <p>医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険(団体型・個人型)契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。</p> <p>一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。</p> <p>なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険(団体型・個人型)契約の消滅時までとします。</p> <p>各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。</p> <p>また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を</p>	<p>他に公開いたしません。</p> <p>当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する登録事項については、当社[明治安田生命保険相互会社]が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報保護に関する法律に遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社コミュニケーションセンター(電話 0120-662-332)にお問い合わせください。</p> <p>【登録事項】</p> <p>(1)被保険者の氏名、生年月日および性別</p> <p>(2)保険契約の種類(医療保障保険(団体型・個人型))</p> <p>(3)治療給付率</p> <p>(4)入院給付金日額</p> <p>(5)保険契約の種類が医療保障保険(団体型)の場合、ご契約者名</p> <p>(6)保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、ご契約者の住所(市・区・郡までとします。)</p> <p>(7)契約日</p> <p>その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。</p> <p>※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(https://www.seiho.or.jp/)の「加盟会社」をご参照ください。</p>

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

※相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であ

り、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

MY-A-24-医-005828

手術・7大疾病・介護加算プランのお取扱いについて

加入取扱いに関するご注意	手術・7大疾病・介護加算プラン（損保部分）のみのご加入はできません。医療保障プラン（生保部分）と同日額にてご加入ください。	配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。
継続加入の取扱い	いったん健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ入院保険金日額以下で継続加入できます。 なお、更新の際に、入院保険金日額等の変更の申し出がない	場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。
保険期間	1年間（2025年1月1日～ 2025年12月31日）で以後毎年更新します。 保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合に	は、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、保険料の払込みが条件となります。
保険料	毎月の給与から控除します。（初回は1月分から）	
配当金・解約返れい金	配当金および解約返れい金はありません。	
申込方法	所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。	
お支払対象となる疾病等の定義	●三大疾病入院保険金および三大疾病手術保険金における三大疾病（がん、急性心筋梗塞、脳卒中）には、次のような事例があります。	
	悪性新生物・上皮内新生物（がん・上皮内がん）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 2. 消化器の悪性新生物 3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 4. 骨および関節軟骨の悪性新生物 5. 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物 6. 中皮および軟部組織の悪性新生物 7. 乳房の悪性新生物 8. 女性生殖器の悪性新生物 9. 男性生殖器の悪性新生物 10. 腎尿路の悪性新生物 11. 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 13. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 15. 独立した（原発性）多部位の悪性新生物 16. 上皮内新生物 17. 真正赤血球増加症<多血症>、骨髄異形成症候群、慢性骨髄増殖性疾患、本態性（出血性）血小板血症 18. ランゲルハンス細胞組織球症
	急性心筋梗塞	<ol style="list-style-type: none"> 19. 急性心筋梗塞 20. 再発性心筋梗塞 21. 急性心筋梗塞の続発合併症
	脳卒中	<ol style="list-style-type: none"> 22. くも膜下出血 23. 脳内出血 24. 脳梗塞 25. くも膜下出血の続発・後遺症 26. 脳内出血の続発・後遺症 27. 脳梗塞の続発・後遺症
※対象となる三大疾病を直接の医学的原因とする続発症、合併症、後遺症を含みます。		

お支払対象となる疾病等の定義（続き）	●糖尿病・高血圧入院保険金および糖尿病・高血圧手術保険金における糖尿病・高血圧性疾患の範囲は次のとおりです。	
	糖尿病	1. 糖尿病
	高血圧性疾患	2. 高血圧性疾患
	●腎臓病・肝臓病入院保険金および腎臓病・肝臓病手術保険金における腎臓病・肝臓病の範囲は次のとおりです。	
腎臓病	<ol style="list-style-type: none"> 1. 糸球体疾患 2. 腎尿管間質性疾患 3. 腎不全 4. 尿路結石症 5. 腎および尿管のその他の障害 	
肝臓病	<ol style="list-style-type: none"> 6. ウイルス肝炎 7. 肝疾患 	
●介護保険金における所定の要介護状態は次のとおりです。		
<ol style="list-style-type: none"> ① 公的介護保険要介護2以上の認定がなされた場合 ② 保険期間中に以下の状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続した場合 		
寝たきりにより介護が必要な状態	<p>終日就床（介護なしでは終日ベッド周辺での生活に限定される状態をいいます。）しており、かつ、次のいずれにも該当する状態をいいます。</p> <p>イ. 歩行の際に、補助用具（義手、義足、車いす等をいいます。）を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること</p> <p>ロ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具（義手、義足、車いす等をいいます。）を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること （イ）食事 （ロ）排せつ （ハ）入浴 （ニ）衣類の着脱</p>	
認知症により介護が必要な状態	<p>認知症（正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。）であり、かつ、認知症により次のいずれかに該当する状態をいいます。</p> <p>イ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具（義手、義足、車いす等をいいます。）を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること （イ）歩行 （ロ）食事 （ハ）排せつ （ニ）入浴 （ホ）衣類の着脱</p> <p>ロ. 次に掲げる通常の日常生活を逸脱したいずれかの問題行動またはそれらと同程度の介護を必要とする問題行動があるために、常に他人の介護が必要であること （イ）徘徊をする、または迷子になる。 （ロ）過食、拒食または異食をする。 （ハ）所かまわず排せつをする、または弄便等の不潔行為をする。 （ニ）乱暴行為または破壊行為をする。 （ホ）興奮し騒ぎ立てる。 （ヘ）火の不始末をする。 （ト）物を盗む、またはむやみに物を集める。</p>	
保険金をお支払いできない場合	<p>●入院保険金・手術保険金をお支払いできない主な場合（三大疾病入院保険金、三大疾病手術保険金を除きます。）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 被保険者の故意または重大な過失 ② 被保険者の犯罪行為 ③ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転をしている間に生じた事故 ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦ 被保険者の薬物依存（傷害手術保険金を除きます。） ⑧ 地震、噴火または津波 ⑨ 戦争その他の変乱 <p>または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故</p> <p>④ 被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。</p> <p>なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、入院保険金・手術保険金・介護保険金のお支払いができません。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。</p> <p>＜重大事由による解除について＞ 保険金を取得する目的で保険金支払事由を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行なった場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者（保険の対象となる方）に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。</p> <p>ただし、⑧⑨については、その程度によりお支払いする場合があります。</p> <p>●介護保険金をお支払いできない主な場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 被保険者の故意または重大な過失 ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 被保険者が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで、 	

<p style="text-align: center;">保 険 金 の ご 請 求</p>	<p>保険金のお支払い事由が発生したときは、保険金のお支払い事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由</p> <p><代理請求制度について></p> <p>ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。</p> <p>①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)</p> <p>②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共</p>	<p>がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。</p> <p>にする3親等内の親族</p> <p>③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)または上記②以外の3親等内の親族</p> <p>※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。</p>
--	---	--

MYG-A-24-医-289

医療保障(先進医療加算)プランのお取扱いについて

<p>加入取扱いに関するご注意</p>	<p>子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。配偶者、子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。配偶者、子どもの加入金額は、本人の加入金額と同額以下にしてください。本人が脱退した場合には、配偶者、子どもは同時に脱退となります。</p> <p>子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同一特約に同額にて加入となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人の疾病入院給付金について、通算支払日数が1,095日に到達した場合、疾病入院給付特約は消滅し、配偶者・子どもは同時に特約から脱退となります。 本人の災害入院給付金について、通算支払日数が1,095日に到達した場合、災害入院給付特約は消滅し、配偶者・子ども 	<p>は同時に特約から脱退となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人の集中治療給付金について、通算支払日数が120日に到達した場合、集中治療給付特約は消滅し、配偶者・子どもは同時に特約から脱退となります。 本人の退院給付金について、通算支払給付倍率が700倍に到達した場合、または、疾病入院給付金もしくは災害入院給付金について、通算支払日数が1,095日に到達した場合、退院給付特約は消滅し、配偶者・子どもは同時に特約から脱退となります。 本人の先進医療給付金について、通算支払金額が2,000万円に到達した場合、先進医療給付特約は消滅し、配偶者・子どもは同時に特約から脱退となります。 																		
<p>継続加入の取扱い</p>	<p>一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ給付金額以下で継続加入できます。なお、更新の際に、給付金額・受取人等の変更</p>	<p>の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。</p>																		
<p>保険期間</p>	<p>1年間(2025年1月1日～2025年12月31日)で以後毎年更新します。保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、保険料の払込みが条件となります。</p>																			
<p>保険料</p>	<p>毎月の給与から控除します。(初回は1月分から)</p>																			
<p>配当金・解約返戻金</p>	<p>この制度に配当金・解約返戻金はありません。</p>																			
<p>申込方法</p>	<p>所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。</p>																			
<p>給付内容</p>	<table border="1" data-bbox="284 996 1433 1563"> <thead> <tr> <th>給付種類</th> <th>給付事由</th> <th>給付内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>疾病入院給付金</td> <td>加入日(*)以後に発病した疾病により保険期間中に治療を目的として1日以上入院をしたとき</td> <td>入院1回につき基準給付金額×入院日数をお支払いします。</td> </tr> <tr> <td>災害入院給付金</td> <td>加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害により保険期間中に治療を目的として1日以上入院をしたとき</td> <td>入院1回につき基準給付金額×入院日数をお支払いします。</td> </tr> <tr> <td>集中治療給付金</td> <td>加入日(*)以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として所定の集中治療室管理を受けたとき</td> <td>基準給付金額×集中治療室管理日数をお支払いします。</td> </tr> <tr> <td>退院給付金</td> <td>加入日(*)以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に疾病入院給付金または災害入院給付金の支払われる継続した5日以上入院をしたのち、生存して退院したとき</td> <td>入院1回につき、入院日数に応じて、基準給付金額の5倍・10倍・20倍のいずれかをお支払いします。</td> </tr> <tr> <td>先進医療給付金</td> <td>加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に先進医療による療養を受けたとき</td> <td>先進医療の技術に係る費用と同額をお支払いします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>保険金等のお支払いに関する約款規定については団体または引受保険会社までお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。 		給付種類	給付事由	給付内容	疾病入院給付金	加入日(*)以後に発病した疾病により保険期間中に治療を目的として1日以上入院をしたとき	入院1回につき基準給付金額×入院日数をお支払いします。	災害入院給付金	加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害により保険期間中に治療を目的として1日以上入院をしたとき	入院1回につき基準給付金額×入院日数をお支払いします。	集中治療給付金	加入日(*)以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として所定の集中治療室管理を受けたとき	基準給付金額×集中治療室管理日数をお支払いします。	退院給付金	加入日(*)以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に疾病入院給付金または災害入院給付金の支払われる継続した5日以上入院をしたのち、生存して退院したとき	入院1回につき、入院日数に応じて、基準給付金額の5倍・10倍・20倍のいずれかをお支払いします。	先進医療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に先進医療による療養を受けたとき	先進医療の技術に係る費用と同額をお支払いします。
給付種類	給付事由	給付内容																		
疾病入院給付金	加入日(*)以後に発病した疾病により保険期間中に治療を目的として1日以上入院をしたとき	入院1回につき基準給付金額×入院日数をお支払いします。																		
災害入院給付金	加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害により保険期間中に治療を目的として1日以上入院をしたとき	入院1回につき基準給付金額×入院日数をお支払いします。																		
集中治療給付金	加入日(*)以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として所定の集中治療室管理を受けたとき	基準給付金額×集中治療室管理日数をお支払いします。																		
退院給付金	加入日(*)以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に疾病入院給付金または災害入院給付金の支払われる継続した5日以上入院をしたのち、生存して退院したとき	入院1回につき、入院日数に応じて、基準給付金額の5倍・10倍・20倍のいずれかをお支払いします。																		
先進医療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に先進医療による療養を受けたとき	先進医療の技術に係る費用と同額をお支払いします。																		
<p>給付金に関するご注意</p>	<p><疾病入院給付金・集中治療給付金・退院給付金・先進医療給付金 共通事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ●加入日(*)前に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする場合でも、加入日(*)から起算して2年経過した後に入院を開始したとき・手術等を受けたときは該当する給付金をお支払いする場合があります。 (*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。 <p><疾病入院給付金について></p> <ul style="list-style-type: none"> ●入院とは、「別表1 入院」に定められたものとします。また、「三大疾病」とは、「別表3 対象となる悪性新生物・上皮内新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定められたものとします。 ●次のいずれかに該当する入院は、疾病の治療を目的とする入院とみなします。 <ul style="list-style-type: none"> ①加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日経過した後開始した入院 ②加入日(*)以後に発生した不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的とする入院 ③加入日(*)以後に開始した、異常分娩のための入院 <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者が疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故その他の外因による傷害、疾病または異常分娩が同一かまたは医学上重要な関係があると引受保険会社が認めるときは、1回の入院とみなします。ただし、疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。 																			

<p>給付金に関するご注意 (続き)</p>	<p>●疾病入院給付金(365日型)のお支払日数は、1回の入院について365日、通算1,095日を限度とします。 ただし、疾病入院給付金について、三大疾病(悪性新生物(がん)・上皮内新生物、急性心筋梗塞、脳卒中)の治療を目的とする入院の場合は、お支払日数の限度はありません。</p> <p>●被保険者が疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときにその入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していた場合、または入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因になった疾病により、継続して入院したものとみなして取り扱います。</p> <p>●正常分娩、治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は、疾病入院給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は疾病入院給付金のお支払対象となります。</p> <p>●疾病入院給付金と災害入院給付金が重複するとき、重複する期間については災害入院給付金のみをお支払いします。 (*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。</p> <p><災害入院給付金について></p> <p>●入院とは、「別表1 入院」に定められたものとします。また、「不慮の事故」とは、「別表2 対象となる不慮の事故」に定められたものとします。</p> <p>●災害入院給付金(365日型)のお支払日数は、1回の入院について365日、通算1,095日を限度とします。</p> <p>●被保険者が災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害が同一と引受保険会社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、その事故の日から起算して180日以内に開始した入院に限ります。</p> <p><集中治療給付金について></p> <p>●「集中治療室管理」とは、所定の施設において、内科系、外科系問わず、呼吸、循環、代謝その他の重篤な急性機能不全の患者に対して、医師の必要と認める治療看護を強力かつ集中的に行うことをいいます。(総合周産期特定集中治療室や新生児特定集中治療室における集中治療室管理は対象とはなりません。)</p> <p>●集中治療給付金の支払日数は、通算120日を限度とします。</p> <p><退院給付金について></p> <p>●退院給付金の支払限度は、給付倍率を通算して700倍とします。ただし、通算700倍に達する前に疾病入院給付金または災害入院給付金の支払日数が、通算限度1,095日に達した場合には、退院給付特約は消滅します。</p> <p>●被保険者が疾病入院給付金または災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故その他の外因による傷害、疾病または異常分娩が同一かまたは医学上重要な関係があると引受保険会社が認めたときは、継続した1回の入院とみなします。ただし、疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。</p> <p>●被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、引受保険会社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。</p> <p><先進医療給付金について></p> <p>●先進医療とは、「別表5 先進医療」に定められたものとします。</p> <p>●先進医療の技術に係る費用とは、被保険者が受けた先進医療の技術に対する被保険者の負担額として、その先進医療を受けた病院または診療所によって定められた額をいい、次の費用などは含まれません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表4 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる費用(自己負担部分を含む) ・先進医療以外の評価療養のための費用 ・選定療養のための費用 ・食事療養のための費用 ・生活療養のための費用 <p>●治療を受けた時点で、次の1～3すべてに該当していない場合はお支払対象となりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 厚生労働大臣が認める「医療技術」 2. その医療技術ごとの「適応症」 3. 所定の基準を満たす「医療機関」での治療 <p>上記1～3は随時見直しされますので、詳しくは厚生労働省のホームページでご確認ください。</p> <p>●先進医療給付特約は、お支払いの限度額の範囲内で先進医療の技術にかかる費用と同額を保障しますので、他に先進医療の保障に加入している場合は、上乘せの加入が必要であるかご確認ください。</p> <p>●医療技術名が同じでも、治療方法や症例等によっては「先進医療」に該当しない場合があります。該当するか否かは、治療を受ける前に実施する医療機関にご確認ください。</p>
<p>お支払いできない場合について (解除・免責等)</p>	<p>次のような場合には、給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)</p> <p>●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき</p> <p>●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき</p> <p>●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取り消しとなる場合があります。)</p> <p>●契約者もしくは被保険者に給付金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき</p> <p>●契約者、被保険者または受取人が給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合</p> <p>●次のいずれかによりお支払事由に該当したとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 疾病入院給付金、災害入院給付金、集中治療給付金、先進医療給付金について <ol style="list-style-type: none"> ①契約者の故意または重大な過失 ②その被保険者の故意または重大な過失 ③その被保険者の犯罪行為 ④その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ⑤その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑥その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故 ⑦その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑧地震、噴火または津波(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) ⑨戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) <p><疾病入院給付金、集中治療給付金、先進医療給付金については上記項目に加え、「その被保険者の薬物依存」が追加となります。></p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 退院給付金について <ol style="list-style-type: none"> ①疾病入院給付金または災害入院給付金をお支払いできない場合

<p>医療保障 保険契約 内容登録制度</p>	<p>「医療保障保険契約内容登録制度」について あなたのご契約内容が登録されます。</p> <p>引受保険会社は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます。))とともに、無配当団体医療保険または医療保障保険(団体型・個人型)契約(以下「医療保障保険契約」といいます。))のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、引受保険会社の医療保障保険契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。</p> <p>医療保障保険契約のお申込みがあった場合、引受保険会社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。</p> <p>一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。</p> <p>なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険契約の消滅時までとします。</p> <p>各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。</p> <p>また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。</p>	<p>引受保険会社の医療保障保険契約に関する登録事項については、引受保険会社[明治安田生命保険相互会社]が管理責任を負います。契約者または被保険者は、引受保険会社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、引受保険会社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、引受保険会社コミュニケーションセンター(電話 0120-662-332)にお問い合わせください。</p> <p>【登録事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)被保険者の氏名、生年月日および性別 (2)保険契約の種類(無配当団体医療保険、医療保障保険(団体型・個人型)) (3)治療給付率 (4)入院給付金日額または基準給付金額 (5)保険契約の種類が無配当団体医療保険または医療保障保険(団体型)の場合、ご契約者名 (6)保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、ご契約者の住所(市・区・郡までとします。) (7)契約日 <p>その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。</p> <p>※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(https://www.seiho.or.jp/)の「加盟会社」をご参照ください。</p>
<p>指定代理請求者 について</p>	<p>給付金受取人が被保険者の場合で、被保険者が給付金を請求できない特別な事情(注)があるときは、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって給付金を請求することができます。</p> <p>(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。</p> <p>指定代理請求者は、給付金のご請求時において、次の1～5のうちいずれかの方となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被保険者の戸籍上の配偶者 2. 被保険者の直系血族 3. 被保険者の兄弟姉妹 4. 被保険者の3親等内の親族 5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、給付金受取人のために給付金を請求する適切な関係があると当会社が認めた方に限ります。 <ol style="list-style-type: none"> A. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方 イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人を除く) 	<p>お支払いした給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。</p> <p>給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して給付金をご請求いただいてもお支払いできません。ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。</p> <p>指定代理請求者に給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。</p> <p>*給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者からのご請求はできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。</p> <p>*給付金の支払い事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。</p>

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

当社は相互会社であり、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっています。相互会社においては、剰余金の分配のある保険契約のご契約者は社員となりますが、この保険契約は剰余

金の分配のない契約ですので、この保険のご契約者は社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

MY-A-24-団医-005829

別表1 入院

- 入院とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
 - 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)
 - ①の場合と同等の日本国外にある医療施設

表1 急激、偶発、外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます(疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。)

表2 対象となる不慮の事故の分類項目(基本分類コード)

分類項目(基本分類コード)	除外するもの
1. 交通事故 (V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因 (W00～X59)	・ 飢餓・渴
・ 転倒・転落 (W00～W19)	
・ 生物によらない機械的な力への曝露 (W20～W49) (注1)	・ 騒音への曝露 (W42) ・ 振動への曝露 (W43)
・ 生物による機械的な力への曝露 (W50～W64)	
・ 不慮の溺死および溺水 (W65～W74)	
・ その他の不慮の窒息 (W75～W84)	・ 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の次の誤嚥(吸引) 胃内容物の誤嚥(吸引) (W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥(吸引) (W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥(吸引) (W80)
・ 電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露 (W85～W99)	・ 高圧、低圧および気圧の変化への曝露 (W94) (高山病等)
・ 煙、火および火災への曝露 (X00～X09)	
・ 熱および高温物質との接触 (X10～X19)	
・ 有毒動植物との接触 (X20～X29)	
・ 自然の力への曝露 (X30～X39)	・ 自然の過度の高温への曝露 (X30) 中の気象条件によるもの(熱中症、日射病、熱射病等)
・ 有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露 (X40～X49) (注2) (注3)	・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
・ 無理ながんばり、旅行および欠乏状態 (X50～X57)	・ 無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動 (X50) 中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・ 旅行および移動 (X51) (乗り物酔い等) ・ 無重力環境への長期滞在 (X52)
・ その他および詳細不明の要因への不慮の曝露 (X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡 (X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為 (Y35～Y36)	・ 合法的処刑 (Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症 (Y40～Y84)	・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
・ 治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの(注3)	
・ 外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y60～Y69)	
・ 治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具 (Y70～Y82) によるもの	
・ 患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの (Y83～Y84)	

(注1)「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

(注2)洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボ

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、表1によって定義づけられる急激かつ偶発的な外来の事故(ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が悪化したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち表2に定めるものをいいます(ただし、表2の「除外するもの」欄にあるものを除きます。)

別表3 対象となる悪性新生物・上皮内新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

- 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の範囲は、以下の(1)および(2)をいいます。

(1)平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003

表1 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の分類コード

分類項目	分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00～D09
性状不詳または不明の新生物①	D37～D48
血液および造血器の疾患ならびに免疫機構の障害②	D50～D89

備考

①たとえば、真正赤血球増加症<多血症>(D45)、骨髄異形成症候群(D46)、慢性骨髄増殖性疾患(D47.1)、本態性(出血性)血小板血症(D47.3)です。

②たとえば、ランゲルハンス細胞組織球症(D76.0)です。

(2)平成31年4月2日以降に診断確定された子宮頸部、膣部、外陰部および肛門部の中等度異形成

(注)国際対がん連合(UICC)の「TNM分類」が「T0」のものは、対象となる悪性新生物・上皮内新生物に含みません。

- 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、下表の分類コードに規定される内容によるもの

表 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の分類コード

疾病の種類	分類項目	分類コード
急性心筋梗塞	急性心筋梗塞	I21
	再発性心筋梗塞	I22
	急性心筋梗塞の続発合併症	I23
脳卒中	くも膜下出血	I60
	脳内出血	I61
	脳梗塞	I63
	くも膜下出血の続発・後遺症	I69.0
	脳内出血の続発・後遺症	I69.1
脳梗塞の続発・後遺症	I69.3	

別表4 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- 健康保険法
- 国民健康保険法
- 国家公務員共済組合法
- 地方公務員等共済組合法
- 私立学校教職員共済法
- 船員保険法
- 高齢者の医療の確保に関する法律

年版)準拠」に記載された分類項目中、表1の分類コードに規定される内容によるもので、かつ、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類一腫瘍学第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが表2にあたるもの

表2 対象となる新生物の性状を表す第5桁コード

新生物の性状を表す第5桁コード
／2…上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3…悪性、原発部位
／6…悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9…悪性、原発部位または転移部位の別不詳

(ただしI23、I69.0、I69.1またはI69.3以外であっても、当該分類項目を直接の医学的原因とする続発症・合併症・後遺症と当社が認めたものを含みます。)とします。

別表5 先進医療

「先進医療」とは、公的医療保険制度(別表4)の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療として行われるもの(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度(別表4)の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

3大疾病保障プランのお取扱いについて

保 険 期 間	2025年1月1日からご加入者(被保険者)が保険年齢70歳になられた直後の契約応当日の前日まで ※ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間	満了後は80歳まで自動更新の取扱いとなります。 ※更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。		
保 険 料	毎月の給与から控除します。(初回は1月分から)	◆保険料率はご加入後満期まで同一です。		
解 約 返 戻 金	この制度は、保険期間中に脱退(解約)された場合、ご加入年齢、加入期間等によっては解約返戻金をお支払いする場合があります。			
申 込 方 法	所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出ください。(申込書は遺族生活年金プランと併用です)			
自 動 更 新 の 取 扱 い	ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間の満了の日の2か月前までに更新されない旨のお申し出のない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず80歳まで	自動的に更新されます。 ※更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。		
配 当 金	この制度には配当金はありません。			
保 険 金 の 支 払 い	死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(*)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。	高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(*)以後に発生した傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合があります。		
	<table border="1"> <tr> <td>高度障害状態とは</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったとき 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき </td> </tr> </table>	高度障害状態とは	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったとき 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき 	
高度障害状態とは	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったとき 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき 			
	※「常に介護を要するとき」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれも	が自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。		
	●引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。			
お支払いできない場合について(解除・免責等)	<p>次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)</p> <p>●告知していた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき</p> <p>●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合</p> <p>●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき</p> <p>●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、2年経過後にも取り消しとなる場合があります。)</p>	<p>●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき</p> <p>1. 死亡保険金について</p> <p>①加入日(*)からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります。)</p> <p>②契約者の故意によるとき</p> <p>③死亡保険金受取人の故意によるとき</p> <p>④戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</p> <p>2. 高度障害保険金について</p> <p>①被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき</p> <p>②契約者の故意または重大な過失によるとき</p> <p>③被保険者の故意または重大な過失によるとき</p> <p>④戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</p>		
代理請求特約[Y]について	代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金について、被保険者本人が請求できない特別な事情(注)がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金を請求することができます。 (注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病などで寝たきりの状態になり、保険金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。	指定代理請求者は、保険金のご請求時において、次の1~5のうちのいずれかの方となります。 1. 被保険者の戸籍上の配偶者 2. 被保険者の直系血族 3. 被保険者の兄弟姉妹 4. 被保険者の3親等内の親族 5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金を請求する適切な関係があると当社が認められた方に限ります。		

代理請求特約[Y]について(続き)	<p>ア.上記1~4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方イ.被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)</p> <p>*保険金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。</p> <p>*保険金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。</p> <p>死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。</p> <p>お支払いした保険金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。</p> <p>保険金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複し</p>	<p>て保険金をご請求いただいてもお支払いできません。</p> <p>ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。</p> <p>指定代理請求者に保険金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。</p> <p>指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。</p> <p>指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。</p>
リビング・ニーズ特約	<p>【保険金のお支払事由について】</p> <p>●ご請求の際に被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき。ただし、保険期間(更新される場合は更新後の保険期間を含みます。)満了前1年間は、リビング・ニーズ特約による保険金の請求はできません。</p> <p>●死亡保険金の全部をお支払いした場合には、ご契約は請求日に消滅します。</p> <p>●余命6か月以内とはご請求の際に、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。</p> <p>余命の判断は、医師の診断に基づき、ご請求時における被保険者の状態について行います。なお、次の場合などは「被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき」に該当しません。</p> <p>(1)被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、ご請求時においては余命が6か月以内ではなくなったと判断される場合</p> <p>(2)被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、ご請求の前に被保険者が死亡された場合</p> <p>【ご請求について】</p> <p>●ご請求額はこの特約が付加されているご契約の死亡保険金額の範囲内、かつ被保険者お1人について通算して3,000万円以内です。複数のご契約にリビング・ニーズ特約を付加されている場合、同一被保険者についてご請求いただいた指定保険金額が通算して3,000万円をこえたときは、そのこえる部分については、特約による保険金のお支払いはできません。</p> <p>●「死亡保険金額」は、リビング・ニーズ特約による保険金の</p>	<p>ご請求日における「無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)」の死亡保険金額です。</p> <p>●この特約による保険金をご請求いただけるのは被保険者です。ただし、被保険者をご請求いただけない特別な事情があるときは、被保険者があらかじめ指定した「指定代理請求者」が被保険者の代理人としてこの特約による保険金をご請求いただけます。</p> <p>●ご請求に際しては、担当医師の診断書等が必要となります。また、事実の確認のため、当社指定の医師による診断を求める場合や担当医師に確認を求める場合があります。</p> <p>【お支払金額について】</p> <p>●被保険者からご請求いただいた指定保険金額から、6か月間の指定保険金額に対する利息と6か月分の指定保険金額に対する掛金の現価を差し引いた金額をお支払します。</p> <p>【リビング・ニーズ特約による保険金をお支払いできない場合について】</p> <p>●つぎのいずれかにより、リビング・ニーズ特約による保険金のお支払事由が生じた場合、この特約による保険金のお支払いはできません。</p> <p>(1)被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき</p> <p>(2)ご契約者・被保険者または指定代理請求者の故意によるとき</p> <p>(3)戦争その他の変乱によるとき</p> <p>●この特約の付加されているご契約が、告知義務違反によって解除となった場合は、この特約による保険金をお支払いできません。また、すでにこの特約による保険金を支払っていたときは、この特約による保険金の返還を請求します。</p>
ご契約の詳細	<p>ご契約の詳細は、「ご契約のしおり 約款」に記載されています。</p> <p>「ご契約のしおり 約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。明治安田までお問い合わせください。</p> <p>【ご契約のしおり 約款】記載事項の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ●お申込の撤回(クーリング・オフ)について ●解約と返戻金について 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康状態等の告知義務について ●契約内容の変更等について ●保険金等をお支払いできない場合について ●「生命保険契約者保護機構」について <p>【お取扱できない事項の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険期間中の保障額の増額・減額はできません ●保険期間の変更はできません ●保険料の払込方法の変更はできません

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

保険料のお払込方法が一般被保険者と異なる場合には、この保険のお取扱いをいたしかねますのでご了承願います。ただし、保険期間中に退職等される際は、(新)年払の口座振替扱に変更、または退職時等に保険料の一括払込みをしていただければ、残りの保険期間についてはご継続いただけます。なお、その後は保険料の割引制度の適用がなくなりますので、保険料が高くなる場合があります。

当社は相互会社であり、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっています。相互会社においては、剰余金の分配のある保険契約のご契約者は社員となりますが、この保険契約は剰余金の

※この保険には満期保険金はありません。

※この保険には自動振替貸付制度はありません。

※現金貸付・払済保険・延長保険のお取扱いはいたしません。

※引受会社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して引受会社が承諾したときに有効に成立します。

分配のない契約ですので、この保険のご契約者は社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

傷害ワイドプランのお取扱いについて

加入取扱いに関するご注意	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれか1種類を選んでください。 ・傷害ワイドプランは遺族生活年金プランとセットでご加入ください。 ・配偶者・子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。 ・本人が脱退した場合、配偶者・子どもは同時脱退となります。
継続加入の取扱い	加入の次年度からは、明治安田損害保険（株）またはお客さまから特に意思表示がない限り、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。
保険期間	1年間（2025年1月1日～2025年12月31日）で、以後、毎年更新します。
保険料	保険料は毎月の給与から控除します。（初回は1月分から）
申込方法	所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出ください。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。
配当金・解約返れい金	この制度には、配当金および解約返れい金はありません。

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
全項目共通			<ul style="list-style-type: none"> ●戦争・暴動(テロ行為を除く)による事故 ●告知義務違反によりご契約が解除された場合(注) <p>など</p>
傷害共通	急激かつ偶然な外来の事故によるもの		<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故
入院	傷害により、入院した場合	入院保険金日額×入院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院のみ	<ul style="list-style-type: none"> ●頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見)のないもの ●山岳登山(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハングライダー搭乗などの危険な運動中の事故 ●自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行なっている間の事故 ●妊娠・出産・早産・流産による傷害 ●脳疾患・疾病・心神喪失による傷害 ●法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害 ●自殺行為・闘争行為による傷害 <p>など</p>
手術	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 *ただし1事故につき手術1回が限度	入院保険金日額に手術の状況に応じた倍率(入院外の手術5倍・入院中の手術10倍)を乗じた額	
通院	傷害により、通院(往診を含みます。)し、医師の治療を受けた場合	通院保険金日額×通院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院のうち90日が限度	

保険金のお支払い

保険金のお支払い(続き)

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
携行品損害	被保険者が所有している身の回り品について、自宅の敷地外で携行していたときに、偶然な事故によって損害が発生した場合	損害物の時価額(注3)を基準にして算定した損害額の合計から3,000円を差し引いた額 (乗車券や通貨等は損害額合計で5万円、その他は1個、1組、1対について損害額10万円が限度。また、保険期間を通じて合計で携行品損害保険金額が限度) (注2)	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●置き忘れまたは紛失 ●有価証券、自転車・ハングライダー・自動車等およびこれらの付属品、コンタクトレンズなどに生じた損害 ●塗料のはがれ、キズ等単なる外観の損傷 ●自然の消耗、さび、かび、ねずみ食い ●自殺行為・闘争行為による損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故 <p>など</p>
賠償責任(注1)	次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったり、日本国内で電車等を運行不能にさせたりして法律上の損害賠償責任を負った場合 ●被保険者である本人が居住する住宅の所有、使用、管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故	被害者に支払うべき損害賠償金の額(一事故について賠償責任保険金額が限度) (注2) ※国内示談交渉サービス付(注4)	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者の故意による事故 ●仕事上の事故 ●同居の親族に対する賠償責任 ●船舶や自動車などの所有、使用または管理に起因する事故 ●他人から借りた物または預かった物に対して損害を与えた場合 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故 <p>など</p>
レンタル用品賠償責任(注1)	日本国内でレンタル業者より賃借(期間6ヵ月以内)したものが、損壊したり盗取されたことにより、レンタル業者に対して法律上の賠償責任を負った場合	支払うべき損害賠償金の額(損害物の時価額(注3)限度)から3,000円または損害賠償金の20%の額のうち高い方を差し引いた額 (保険期間を通じてレンタル用品賠償責任保険金額が限度) (注2)	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者の故意による事故 ●職務の用に供されている間の損壊・盗取 ●自動車、不動産、通貨、有価証券、貴金属など ●レンタル用品を返還した後に発見された損壊または一部盗取 ●レンタル用品の置き忘れ、紛失 ●山岳登山(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハングライダー搭乗などの危険な運動の用具 ●自殺行為・闘争行為による事故 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故 <p>など</p>
キャンセル費用	被保険者やその配偶者または1親等以内の親族が死亡または入院したことにより、被保険者が予約していたサービス*をキャンセルし、キャンセル費用を負担した場合 *入院開始もしくは死亡の日から31日以内に受ける予定であった旅行・興行・宿泊・パーティー等のサービスを指します。	キャンセル費用の額から1,000円またはキャンセル費用の20%の額のうち高い方を差し引いた額 (保険期間を通じてキャンセル費用保険金額が限度)(注2)	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●予約日や提供日が明確でないサービス ●職務遂行に係るサービス ●妊娠、出産、早産、流産による入院 ●自殺行為・闘争行為による事故 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故 <p>など</p>

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
救済者費用等	被保険者が下記の事由に該当し、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担する費用が発生した場合 ●航空機や船舶の行方不明、遭難 ●事故により緊急な捜索・救援活動が必要だと警察が確認した場合 ●自宅外でケガをして事故の日から180日以内に死亡したり14日以上継続入院した場合	●捜索救助費用 ●現地への交通費（2名分限度） ●現地宿泊料（2名分かつ1人14日分限度） ●現地からの移送費 ●諸雑費（20万円まで。ただし国内の場合は3万円まで） （保険期間を通じて救済者費用等保険金額が限度）（注2）	●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛等で医学的他覚所見（検査等によって認められる異常所見）のないもの ●山岳登山（ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング）やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故 ●妊娠・出産・早産・流産による事故 ●法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による事故 ●自殺行為・闘争行為による事故 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故
保険金のお支払い（続き）	<p>(注)告知義務違反によりご契約が解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできません。</p> <p>(注1)賠償事故の示談交渉は必ず引受損害保険会社にご相談いただきながらおすすめてください。事前の相談なく示談された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。</p> <p>(注2)他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。なお、被保険者またはそのご家族が既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。</p> <p>(注3)事故日時時点で同等品を再取得した場合の金額から使用期間に応じた消耗分を差し引いた金額（現在の価値）のことであります。</p> <p>(注4)日本国内で発生したお支払対象となる賠償事故については示談交渉サービスが利用できます。ただし、相手方の同意が得られない場合、損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、被保険者に損害賠償責任がない場合等は、示談交渉サービスを利用できません。</p> <p>●「急激かつ偶然な外来の事故」による「傷害」とは、転倒、落下、衝突などに代表される、突発的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害」をいい、有毒ガスまたは有毒物質による中毒症状、熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒を含みます。</p> <p>●保険金のお支払いは、保険期間中(2025年1月1日～2025年12月31日)に生じた事故による傷害・損害を原因とする場合に限ります。</p> <p>●入院保険金および通院保険金の支払いを受けられる期間中にさらに保険金の支払いを受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。</p> <p>●対象となる治療は(医師法上の)医師が必要であると認め、医師が行なう治療です(当社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます)。</p> <p>●医師の指示がなく本人の判断(痛いという自覚症状等)だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。</p> <p>●被保険者が通院しない場合においても、骨折・脱臼・靭帯損傷等の傷害を被った特定の部位※を固定するために、医師の指示により、ギプス・ギプスシーネ・ギプスシャーレ・シーネその他これらと同程度に固定することができるもの(胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター等は含みません。)を常時装着したときには、その日数について通院をしたものとみなして通院保険金をお支払いします。</p> <p>※1.長管骨または脊柱 2.長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(ただし、長管骨を含めギプス等を装着した場合に限ります。) 3.肋骨・胸骨(ただし、体幹部にギプス等を装着した場合に限ります。)</p> <p>●既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。</p> <p>●手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。</p> <p>●救済者費用等保険金の保険金受取人は被保険者または費用負担者となります。左記以外の保険金受取人は被保険者本人となります。</p>		
重大事由による解除について	<p>保険金を取得する目的で事故を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行なった場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。</p>		

代理請求制度について	<p>ご加入者（被保険者）に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。</p> <p>①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者（法律上の配偶者に限ります。）</p> <p>②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族</p> <p>③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者（法律上の配偶者に限ります。）または上記②以外の3親等内の親族</p> <p>※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。</p>
------------	---

事故が発生したときは、事故の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

MYG-A-24-A-288

傷害プランのお取扱いについて

加入取扱いに関するご注意	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれか1種類を選んでください。(新規加入はできません。) ・傷害プランは遺族生活年金プランとセットでご加入ください。 ・配偶者・子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。 ・本人が脱退した場合、配偶者・子どもは同時脱退となります。
継続加入の取扱い	加入の次年度からは、明治安田損害保険(株)またはお客さまから特に意思表示がない限り、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。
保険期間	1年間(2025年1月1日～2025年12月31日)で、以後、毎年更新します。
保険料	保険料は毎月の給与から控除します。(初回は1月分から)
申込方法	所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。
配当金・解約返れい金	この制度には、配当金および解約返れい金はありません。

補償項目	保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金		保険金をお支払いできない主な場合	
	全項目共通					
傷害共通	急激かつ偶然な外来の事故によるもの					<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見)のないもの ●山岳登山(ビッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故 ●自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行なっている間の事故 ●妊娠・出産・早産・流産による傷害 ●脳疾患・疾病・心神喪失による傷害 ●法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害 ●自殺行為・闘争行為による傷害
	入院	傷害により、入院した場合	入院保険金日額×入院日数 * 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院のみ			
	手術	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 * ただし1事故につき手術1回が限度	入院保険金日額に手術の状況に応じた倍率(入院外の手術5倍・入院中の手術10倍)を乗じた額			
	通院	傷害により、通院(往診を含みます。)し、医師の治療を受けた場合	通院保険金日額×通院日数 * 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院のうち90日が限度			

保険金のお支払い(続き)	<p>(注)告知義務違反によりご契約が解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「急激かつ偶然な外来の事故」による「傷害」とは、転倒、落下、衝突などに代表される、突発的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害」をいい、有毒ガスまたは有毒物質による中毒症状、熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒を含みます。 ●保険金のお支払いは、保険期間中(2025年1月1日～2025年12月31日)に生じた事故による傷害を原因とする場合に限りま。 ●入院保険金および通院保険金の支払いを受けられる期間中にさらに保険金の支払いを受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。 ●対象となる治療は(医師法上の)医師が必要であると認め、医師が行なう治療です(当社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます)。 ●医師の指示がなく本人の判断(痛いという自覚症状等)だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。 	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者が通院しない場合においても、骨折・脱臼・靭帯損傷等の傷害を被った特定の部位※を固定するために、医師の指示により、ギプス・ギプスシーネ・ギプスシャーレ・シーネその他これらと同程度に固定することができるもの(胸部固定帯、肋骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター等は含みません。)を常時装着したときには、その日数について通院をしたものとみなして通院保険金をお支払いします。 ※1. 長管骨または脊柱 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(ただし、長管骨を含めギプス等を装着した場合に限りま。) 3. 肋骨・胸骨(ただし、体幹部にギプス等を装着した場合に限りま。) ●既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。 ●手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。 ●保険金受取人は被保険者本人となります。
	重大事由による解除について	<p>保険金を取得する目的で事故を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行なった場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。</p>
	代理請求制度について	<p>ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。</p> <p>①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限りま。)</p> <p>②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族</p> <p>③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限りま。)</p> <p>または上記②以外の3親等内の親族</p> <p>※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。</p>

事故が発生したときは、事故の発生の日からその日を含めて30日以内に通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。正当な理由がある場合は、通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

MYG-A-24-傷-287

退職後継続保障プランのお取扱いについて

保 険 期 間	2025年1月1日からご加入者(被保険者)が保険年齢70歳になられた直後の契約応答日の前日まで ※ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間満了後は80歳まで自動更新の取扱いとなります。 ※更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。		
保 険 料	保険料は毎月の給与から控除します。(初回は1月分から) ◆保険料率をご加入後満期まで同一です。		
解 約 返 戻 金	この保険は、保険期間中に脱退(解約)された場合、ご加入年齢、加入期間等によっては解約返戻金をお支払いする場合があります。		
申 込 方 法	※退職後継続保障プランは既加入者専用制度です。新規加入、増額はできません。		
自 動 更 新 の 取 扱 い	ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間の満了の日の2か月前までに更新されない旨のお申し出のない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず80歳まで自動的に更新されます。 ※更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。		
年 金 払	<p>1. 年金の種類と型 ●年金支払期間は、支払請求時に2～20年の中から選択いただけます。(定額型確定年金です)</p> <p>2. 配当金 ●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。</p> <p>3. 年金受取人 ●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。 ●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。</p> <p>4. 年金のお支払い ●年金受取人へのお支払は、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。 ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。 ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。</p> <p>5. 年金払の対象となる保険金 ●無配当定期保険(Ⅱ型)の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。</p> <p>●この制度は、保険金の受取人が主約款の条項(保険金の支払方法の選択)に基づき、保険金の支払事由発生後に保険金の全部または一部について、一時金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が新たにご契約いただく「年金保険」の一時払保険料に充当され、年金として支払われます。</p>		
保 険 金 の お 支 払 い	<p>死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病により保険期間中に、所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。 引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。 高度障害状態とは身体障害の程度が加入日以後に発生した傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。</p> <table border="1"> <tr> <td>高度障害状態とは</td> <td> <p>1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき</p> <p>2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったとき</p> <p>3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき</p> <p>4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき</p> <p>5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき</p> <p>6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき</p> <p>7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき</p> </td> </tr> </table> <p>※「常に介護を要するとき」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれかが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。</p>	高度障害状態とは	<p>1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき</p> <p>2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったとき</p> <p>3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき</p> <p>4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき</p> <p>5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき</p> <p>6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき</p> <p>7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき</p>
高度障害状態とは	<p>1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき</p> <p>2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったとき</p> <p>3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき</p> <p>4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき</p> <p>5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき</p> <p>6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき</p> <p>7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき</p>		

お支払いできない場合について(解除・免責等)	<p>次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払い済みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、2年経過後にも取り消しとなることがあります。) 	<ul style="list-style-type: none"> ●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき <p>1. 死亡保険金について</p> <ol style="list-style-type: none"> ①加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき (ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります。) ②契約者の故意によるとき ③死亡保険金受取人の故意によるとき ④戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) <p>2. 高度障害保険金について</p> <ol style="list-style-type: none"> ①被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ②契約者の故意または重大な過失によるとき ③被保険者の故意または重大な過失によるとき ④戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
リビング・ニーズ特約	<p>【保険金のお支払事由について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ご請求の際に被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき。ただし、保険期間(更新される場合は更新後の保険期間を含みます。)満了前1年間は、リビング・ニーズ特約による保険金の請求はできません。 ●死亡保険金の全部をお支払いした場合には、ご契約は請求日に消滅します。 ●余命6か月以内とは、ご請求の際に、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。 余命の判断は、医師の診断に基づき、ご請求時における被保険者の状態について行います。なお、次の場合などは「被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき」に該当しません。 (1)被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、ご請求時においては余命が6か月以内ではなくなったと判断される場合 (2)被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、ご請求の前に被保険者が死亡された場合 <p>【ご請求について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ご請求額はこの特約が付加されているご契約の死亡保険金額の範囲内、かつ被保険者お1人について通算して3,000万円以内です。複数のご契約にリビング・ニーズ特約を付加されている場合、同一被保険者についてご請求いただいた指定保険金額が通算して3,000万円をこえたときは、そのこえる部分については、特約による保険金のお支払いはできません。 ●「死亡保険金額」は、リビング・ニーズ特約による保険金のご請 	<p>求日における「無配当定期保険(Ⅱ型)」の死亡保険金額です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●この特約による保険金をご請求いただけるのは被保険者です。ただし、被保険者がご請求いただけない特別な事情があるときは、被保険者があらかじめ指定した「指定代理請求者」が被保険者の代理人としてこの特約による保険金をご請求いただけます。 ●ご請求に際しては、担当医師の診断書等が必要となります。また、事実の確認のため、当社指定の医師による診断を求めると担当医師に確認を求めると場合があります。 <p>【お支払金額について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者からご請求いただいた指定保険金額から、6か月間の指定保険金額に対する利息と6か月分の指定保険金額に対する保険料の現価を差し引いた金額をお支払いします。 <p>【リビング・ニーズ特約による保険金をお支払いできない場合について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●つぎのいずれかにより、リビング・ニーズ特約による保険金のお支払事由が生じた場合、この特約による保険金のお支払いはできません。 (1)被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき (2)ご契約者・被保険者または指定代理請求者の故意によるとき (3)戦争その他の変乱によるとき ●この特約の付加されているご契約が、告知義務違反によって解除となった場合は、この特約による保険金をお支払いできません。また、すでにこの特約による保険金を支払っていたときは、この特約による保険金の返還を請求します。

<p>代理請求特約 [Y] について</p>	<p>代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金について、被保険者本人が請求できない特別な事情(注)がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金を請求することができます。</p> <p>(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。</p> <p>指定代理請求者は、保険金のご請求時において、次の1～5のうちいずれかの方となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被保険者の戸籍上の配偶者 2. 被保険者の直系血族 3. 被保険者の兄弟姉妹 4. 被保険者の3親等内の親族 5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金を請求する適切な関係があると当社が認めた方に限ります。 <ol style="list-style-type: none"> ア. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方 イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く) <p>* 保険金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。</p>	<p>* 保険金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。</p> <p>死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。</p> <p>お支払いした保険金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。</p> <p>保険金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金をご請求いただいてもお支払いできません。ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをご知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。</p> <p>指定代理請求者に保険金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。</p> <p>指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。</p> <p>指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。</p>
<p>ご契約の詳細</p>	<p>ご契約の詳細は、「ご契約のしおり 約款」に記載されています。「ご契約のしおり 約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。明治安田までお問い合わせください。</p> <p>【「ご契約のしおり 約款」記載事項の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●お申込の撤回(クーリング・オフ)について ●解約と返戻金について ●健康状態等の告知義務について 	<ul style="list-style-type: none"> ●契約内容の変更等について ●保険金等をお支払いできない場合について ●「生命保険契約者保護機構」について <p>【お取扱できない事項の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険期間中の保障額の増額・減額はできません ●保険期間の変更はできません ●保険料の払込方法の変更はできません

保険料のお払込方法が一般被保険者と異なる場合には、この保険のお取扱いをいたしかねますのでご了承願います。ただし、保険期間中に退職等される際は、(新)年払の口座振替扱に変更、または退職時等に保険料の一括払込みをしていただければ、残りの保険期間についてはご継続いただけます。なお、その後は保険料の割引制度の適用がなくなりますので、

引受会社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって

で、保険料が高くなる場合があります。

* この保険には満期保険金はありません。

* この保険には自動振替貸付制度はありません。

* 現金貸付・払済保険・延長保険のお取扱いはいたしません。

して、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して引受会社が承諾したときに有効に成立します。

MY-A-24-定期-005832

損害保険商品のお取り扱いについて

手術・7大疾病・介護加算プラン、傷害ワイドプラン、長期療養収入補償プラン、傷害プラン

<契約者と引受損害保険会社からのお知らせ>

この保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する引受損害保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提出いたします。契約者は、この保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。引受損害保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連する会社(※)を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため利用(注)し、また、必要に応じて、契約者、明治安田生命保険相互会社、取扱代理店、他の損害保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。要配慮個人情報等のセンシティブ情報については、個人情報保護法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行ないません。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および引受損害保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受損害保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受損害保険会社に提供されます。

(※)明治安田生命保険相互会社のホームページ

(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)の「子会社・関連会社等一覧」をご覧ください。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、明治安田損害保険株式会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご参照ください。

<傷害ワイドプラン、傷害プラン>

「保険会社破綻時等の取扱いについて」

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、破綻保険会社の支払停止から3ヵ月間が経過するまでに発生した保険事故

による保険金は100%、それ以外の保険金、返れい金等は原則として80%まで補償されます。

<手術・7大疾病・介護加算プラン・長期療養収入補償プラン>

「保険会社破綻時等の取扱いについて」

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

<告知の大切さに関するご案内>

告知の大切さについて、ご確認ください。

長期療養収入補償プランについては、《長期療養収入補償プラン内で、加入内容を変更する場合のご注意》もあわせてご確認ください。

- 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されますと保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入(増額)時には重要な事項を正しく申し出ていただく義務(告知義務)があります。
- ご加入(増額)の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。
- 現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時※からその日を含めて1年以内であれば、ご契約(増額部分)が解除されることがあります。また、保険期間開始時※から1年を経過していても、保険期間開始時※からその日を含めて1年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約(増額部分)が解除されることがあります(解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります)。

※継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に取扱いします。

- ご契約(増額部分)が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。
- ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認ください。場合があります。
- 現在ご加入の他のご契約を解約、減額等をするを前提に、ご加入(増額)のお申込みをされる場合は、あらたに告知していただきます。
- 新たなご加入(増額)の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。
- 告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口(0120-661-320、受付時間:平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00)までご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社

《長期療養収入補償プラン内で、加入内容を変更する場合のご注意》

本制度については、制度内で加入内容を変更する場合、更改後の年齢における既加入コースの保険料と、加入内容変更後の保険料を比較し、**変更後の保険料の額が高くなる時は、新たに告知が必要です**。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等申込書記載の告知内容に該当しない場合は、その加入内容の変更はできません。

※本制度においては、「増額」を「変更後の保険料の額が高くなる加入内容の変更」に読み替えて適用します。したがって、「増額」部分の解除とは、「変更後の保険料の額が高くなる加入内容の変更」前のコースに戻ることを指します。

《具体例》

現在の年齢：34歳、更改後の年齢：35歳、補償内容①で保険金月額15万円（Cコース）に加入

・補償内容①の保険料（免責期間365日、補償対象期間60歳）

保険金月額 年齢	5万円 Aコース	10万円 Bコース	15万円 Cコース
30歳～34歳	250円	500円	750円
35歳～39歳	300円	600円	900円

・補償内容②の保険料（免責期間7日、補償対象期間3年）

保険金月額 年齢	5万円 aコース	10万円 bコース	15万円 cコース
35歳～39歳	500円	1,000円	1,500円

◎変更後コース別の新たな告知の要否

既加入コース	C
保険料	900円 ←



変更後コース	A	B	a	b	c
保険料	300円	600円	500円	1,000円	1,500円
告知要否	不要	不要	不要	要	要

※比較する保険料は、すべて更改後の年齢（35歳）に応じた保険料を使用します。

※上記例において、Cコース（保険金月額：15万円）からbコース（保険金月額：10万円）への変更は、保険金月額は減っていますが、変更後の保険料の額が高くなっていますので「増額」として取り扱います。

契約概要・注意喚起情報【生命保険】

遺族生活年金プラン（こども特約付年金払特約付新・団体定期保険）
遺族生活年金プラン・プラス
（年金払特約付半年払保険料併用特約付障害特約付新・団体定期保険）
短期傷病休業給付プラン
（特定精神障害給付特約付初期支援給付特約付団体総合就業不能保障保険）

医療保障プラン（短期入院特約付家族特約付医療保障保険（団体型））
医療保障（先進医療加算）プラン（家族特約付疾病入院給付特約付災害入院給付特約付集中治療給付特約付退院給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険）
3大疾病保障プラン
（リビング・ニース特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型））

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み（新規加入・増額）ください。

契約概要【ご契約内容】

① 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

② 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い（支払事由）

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	保障内容 保険料	支払事由
遺族生活年金プラン	P11	P44	P8	P44
遺族生活年金プラン・プラス	P18	P46	P15	P46
短期傷病休業給付プラン	P20	P48	P19	P48
医療保障プラン	P28	P55	P24	P55
医療保障（先進医療加算）プラン	P33	P60	P30	P60
3大疾病保障プラン	P37	P65	P34	P35、65

③ 配当金

遺族生活年金プラン、遺族生活年金プラン・プラス、短期傷病休業給付プラン、医療保障プランは1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

医療保障（先進医療加算）プラン、3大疾病保障プランは、配当金はありません。

④ 脱退による返戻金

遺族生活年金プラン、遺族生活年金プラン・プラス、短期傷病休業給付プラン、医療保障プラン、医療保障（先進医療加算）プランは、脱退（解約）による返戻金はありません。

3大疾病保障プランは、保険期間中に脱退（解約）された場合、加入年齢、加入期間などによっては解約返戻金が支払われる場合があります。

⑤ 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

（*）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

① お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期（加入日*）前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

次ページへ

2 告知に関する重要事項

■現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といっています。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。

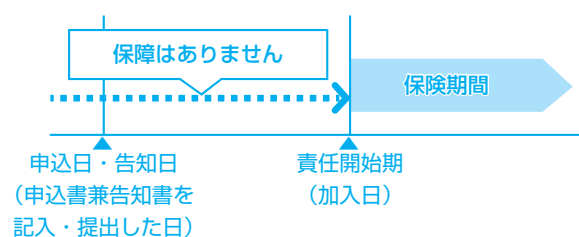
■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。

■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

3 責任開始期(加入日*)

■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日*)といっています。次の図のとおり、責任開始期(加入日*)は申込日・告知日(申込書兼告知書を記入・提出した日)とは異なります。

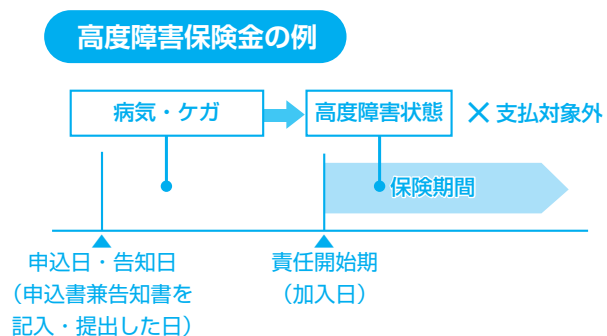
新規加入の例



■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4 保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期(加入日*)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。



■責任開始期(加入日*)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。

■3大疾病保障プランについて、責任開始期(加入日*)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合や責任開始期(加入日*)からその日を含めて90日以内に「乳房の悪性新生物(がん)」と診断確定された場合、特定疾病保険金をお支払いできません。

■上記を含め保険金等をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

- 遺族生活年金プラン **P45**、
- 遺族生活年金プラン・プラス **P47**、
- 短期傷病休業給付プラン **P51**、
- 医療保障プラン **P56**、
- 医療保障(先進医療加算)プラン **P61**、
- 3大疾病保障プラン **P35・P65**

5 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

6 ご照会・ご相談窓口

加入手続き等に関するご照会先
本パンフレット記載の団体窓口 明治安田生命保険相互会社 公法人第二部法人営業第二部 ご照会窓口 03-5289-7145 受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末年始は除く)9:00~17:00

告知[お申込み時の告知]等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社
団体保険ご照会窓口 0120-661-320
受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末年始は除く)9:00~17:00

■この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

7 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

■保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

■医療保障(先進医療加算)プラン、3大疾病保障プラン、短期傷病休業給付プランについては、被保険者が受取人となる保険金・給付金などについて、受取人が請求できない特別の事情がある場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求者が請求することができますので、指定代理請求者に対しては、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

契約概要・注意喚起情報【損害保険】

長期療養収入補償プラン

(精神障害補償特約付団体長期障害所得補償保険)

手術・7大疾病・介護加算プラン (医療保険)

傷害ワイドプラン

(熱中症補償特約付食中毒補償特約付天災補償特約付普通傷害保険(青年アクティブ型))

傷害プラン (熱中症補償特約付食中毒補償特約付天災補償特約付普通傷害保険)

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

契約概要【ご契約内容】

① 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方を被保険者とし、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

② 加入資格・保険期間・補償内容・保険料・保険金のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	補償内容 保険料	支払事由
長期療養収入補償プラン	P23	P53	P21,22	P53
手術・7大疾病・介護加算プラン	P28	P57	P24~28	P29,57,58
傷害ワイドプラン	P40	P67	P38,39	P67,68,69
傷害プラン	P42	P71	P41	P71,72

※保険料は、毎回の更改時にご加入者数等に基づき、ご契約ごとに算出し変更することがあります。

※主な免責事由については、本パンフレットの【注意喚起情報】④ 保険金をお支払いできない主な場合をご覧ください。

③ 満期返れい金・配当金

この保険には、満期返れい金・配当金はありません。

④ 脱退による返れい金

この保険には、脱退による返れい金はありません。

⑤ 引受損害保険会社

明治安田損害保険株式会社

本社：東京都千代田区神田司町2-11-1

電話番号：03-3257-3177(営業推進部)

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

① お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、ご加入のお申込みの撤回(クーリング・オフ)の適用がありません。

② 告知義務・通知義務等

(1) お申込時にご注意いただきたいこと(申込書兼告知書記載上の注意事項)

職業・職務や健康状態について

お申込時においては事実を正確に告知する義務(告知義務)があります。その告知した内容が事実と違っている場合には、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分を解除し、保険金をお支払いできないことがあります(解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります)。特に、職業・職務や健康状態については十分ご注意ください。

(2) お申込後にご注意いただきたいこと

■ 職業または職務の変更について

お申込後、職業または職務に変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または引受損害保険会社にご通知ください。ご通知がない場合は、保険金を削減してお支払いすることやご契約のその被保険者に対する部分が解除されることがありますのでご注意ください。

なお、変更によって、以下の職業または職務に該当した場合は、ご契約を解除することがあります。

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

■ 被保険者による保険契約の解除請求について

手術・7大疾病・介護加算プラン、傷害ワイドプラン、傷害プランでは、被保険者となることに同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、企業・団体窓口にご連絡ください。

③ 責任開始期

保険責任は、保険期間(保険のご契約期間)の初日の午前0時に始まります。

④ 保険金をお支払いできない主な場合

■ 責任開始期前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金をお支払いできません。

■ 上記を含め保険金をお支払いできない場合には、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

長期療養収入補償プラン [P54](#)、
手術・7大疾病・介護加算プラン [P58](#)、
傷害ワイドプラン [P67,68,69](#)、
傷害プラン [P71](#)

⑤ 補償の重複

ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約(他の保険契約にセットされる特約や、当社以外の保険契約・特約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約・特約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、お申し込みください。(注)

(注) 1 契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したとき等は、特約の補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

【補償が重複する可能性のある主な保険契約・特約】

今回ご加入いただく補償項目		補償の重複が生じる他の保険契約・特約の例
普通傷害保険	各種賠償責任補償特約	各種賠償責任補償特約
	携行品損害補償特約	携行品損害補償特約
団体長期障害所得補償保険		所得補償保険 団体長期障害所得補償保険

⑥ 保険会社破綻時等の取扱い

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。

⑦ 事故が起こった場合等のご連絡先

■ 事故が起こった場合、保険金支払事由が生じた場合、または就業障害が開始した場合には、遅滞なく企業・団体窓口または引受損害保険会社にご連絡ください。

■ 賠償事故の示談交渉は必ず引受損害保険会社にご相談いただきながらおすすめてください。事前のご相談なく示談された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

⑧ ご照会・ご相談窓口

制度内容等に関する照会・相談窓口

制度内容等に関するご照会・ご相談は、「パンフレット」記載の企業・団体窓口へお問い合わせください。

引受損害保険会社の苦情・相談窓口

損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。
明治安田損害保険株式会社 お客様相談室
0120-255-400
【フリーダイヤル(無料)】
【受付時間】午前9時～午後5時
(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

一般社団法人 日本損害保険協会
そんぽADRセンター
<保険会社の対応に不満がある場合等は下記に連絡(指定紛争解決機関)>

引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行なうことができます。

一般社団法人日本損害保険協会
そんぽADRセンター
0570-022808【ナビダイヤル(有料)】
※ナビダイヤルでは各電話会社の通信料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんのでご注意ください。
【受付時間】午前9時15分～午後5時
(土、日、祝日および年末年始を除きます。)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

請求をしたいのですが…

● 各制度の請求について ●

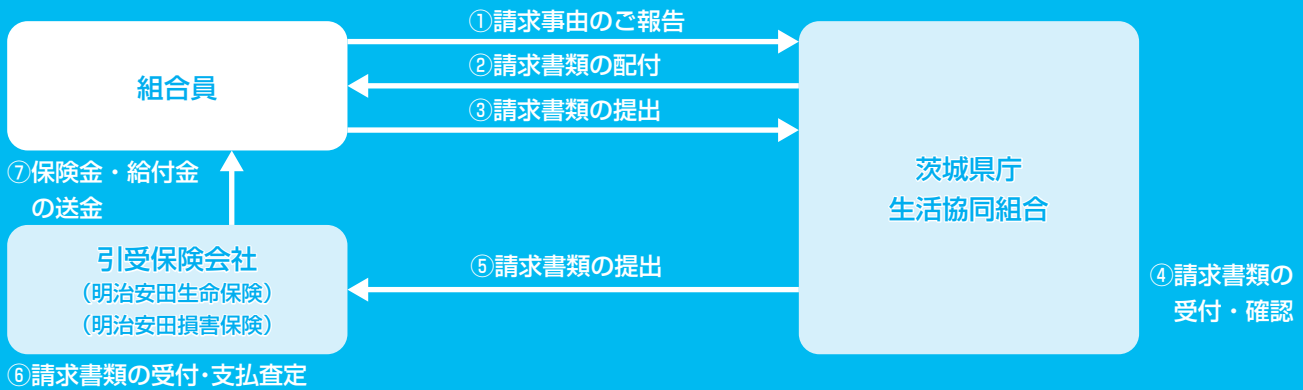
給付事由が発生した場合は、**県庁生協**から所定の請求書を取り寄せていただき、必要書類を添えて、請求手続きをしてください。

なお、傷害プラン、傷害ワイドプラン、長期療養収入

補償プランを請求する場合は、「事故連絡票」を記入のうえ、県庁生協までFAXまたは郵送してください。その後、保険会社から直接ご自宅へ請求書類を郵送いたします。

〈請求から給付までの流れ〉

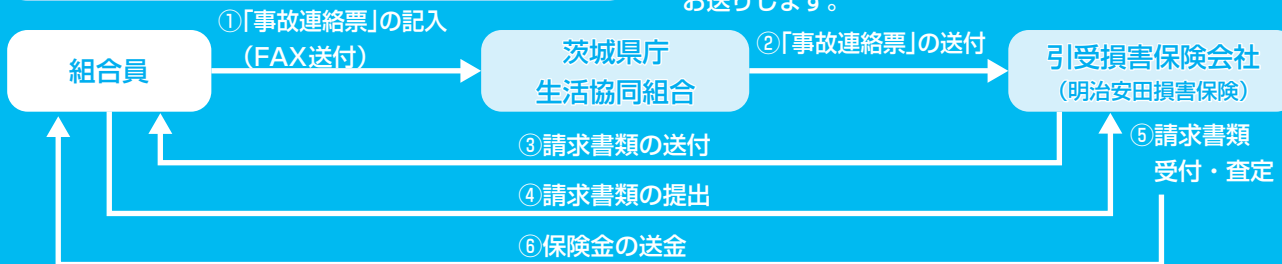
遺族生活年金プラン、遺族生活年金プラン・プラス、短期傷病休業給付プラン、医療保障プラン+手術・7大疾病・介護加算プラン、医療保障(先進医療加算)プラン、3大疾病保障プラン、退職後継続保障プラン



傷害プラン、傷害ワイドプラン、長期療養収入補償プラン

「事故連絡票」をご利用ください。（裏表紙）

※長期療養収入補償プランの事故連絡票は県庁生協からお送りします。



〈遺族生活年金プラン〉〈遺族生活年金プラン・プラス〉〈短期傷病休業給付プラン〉〈医療保障プラン〉
〈医療保障(先進医療加算)プラン〉〈3大疾病保障プラン〉〈退職後継続保障プラン〉

個人情報に関する取扱いについて

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

〈契約者と生命保険会社からのお知らせ〉

記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご参照ください。—死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意ください—指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

傷害ワイドプラン用 明治安田損害保険株式会社 傷害・火災・新種保険サービスグループ行

ご担当者: TEL:

団体名 茨城県庁生活協同組合 団体番号 91-90467-2-0000001 商品名 LR 退職者

▼当事者をご記入ください

加入者 フリガナ 被保険者番号 氏名 生年 月 日 性別 男 女 所属 職種

加入者と同じ → 太枠内をご記入ください

加入者からみた続柄 配偶者 子 同居の親族

氏名 フリガナ 生年 月 日 性別 男 女 電話番号

日中連絡先 () 自宅 () 勤務先 ()

現住所 都道府県

事故状況等確認のため、お問い合わせが可能なEメールアドレスをご記入ください

メール① @ ② @

労災申請 有 無 他社賠償契約 無・不明 有

会社名 保険種類

請求項目 01 死亡 02 後遺障害 03 入院 04 通院 07 手術 20 物損 32 レンタル賠償 40 キャンセル費用 その他

交通事故の場合 警察届出 有 無 運転 運転中 同乗中

▼24時間表示

事故日 H R 年 月 日 () 曜日 時 分 頃

事故地 都道府県 (施設名) 自敷宅内 自敷宅外

事故状況 (詳しく記入してください) (何をしている時) (何が起きて) (どうなったのか)

目撃者 氏名 続柄 電話番号 ()

▼上記記入欄に記入しきれない場合、損害物の図、現場状況図等ご自由にご記入ください

当事者 氏名 フリガナ 性別 男 女 年齢 才

被害者 氏名 フリガナ 性別 男 女 年齢 才

職業 都道府県

住所 都道府県

電話番号 ()

対物	被害物	損害品	損害見込
■			円
対人	傷病程度	傷病名	治療見込
■			週

傷害プラン・傷害ワイドプラン用 明治安田損害保険株式会社 傷害・火災・新種保険サービスグループ行

ご担当者: TEL:

団体名 茨城県庁生活協同組合 団体番号 91-90425-2-0000001 更新月 月 商品名 普通傷害 所得補償 退職者

加入者 フリガナ 被保険者番号 氏名 生年 月 日 性別 男 女 所属 職種

加入者と同じ → 太枠内をご記入ください

加入者からみた続柄 配偶者 子 同居の親族

氏名 フリガナ 生年 月 日 性別 男 女 電話番号

日中連絡先 () 自宅 () 勤務先 ()

現住所 都道府県

事故状況等確認のため、お電話にて確認させていただく場合がございます。長期間つながらない場合に、当社からメールでのお問い合わせを希望される際はご記入ください

メール @

労災申請 有 無 他社契約 無・不明 有

会社名 保険種類

請求項目 01 死亡 02 後遺障害 03 入院 04 通院 07 手術 20 物損 32 レンタル賠償 40 キャンセル費用 その他

交通事故の場合 運転免許 有 無 警察届出 有 無 運転 運転中 同乗中

▼24時間表示

事故日 H R 年 月 日 時 分 頃

事故地 都道府県 (施設名) 自敷宅内 自敷宅外

事故内容 (何をしている時) (何が起きて) (どうなったのか)

事故状況 (詳しく記入してください)

傷病名

部位	症状	固定具(ギプス等)
10 頭部	AI 骨折・脱臼	無
15 顔	B1 打撲・挫傷	有
20 首・頸	B2 捻挫	有
25 肩	D1 切断・欠損	有
30 胸・腹	E1 切創・挫創	有
35 背・腰	E1 擦り傷	有
40 腕	F1 半月板・韧带・神経・帯状疱疹	有
45 手指	GI 血腫・内出血	有
50 脚	HI 内臓破裂	有
55 足指	J1 火傷	有
60 臓器	99 その他	有
99 その他		有

初診日 H R 年 月 日

治療見込み

04 通院 H R 年 月 日 ~ H R 年 月 日 実通院日数 日

03 入院 H R 年 月 日 ~ H R 年 月 日 見込日 医療機関1

休業期間 H R 年 月 日 ~ H R 年 月 日 見込日 医療機関2

07 手術 名称

02 後遺障害見込あり 01 死亡 H R 年 月 日 電話番号

物損	損害品名	購入金額	購入年月	修理状況	修理代	損害区分
■		円	年 月	<input type="checkbox"/> 未修理 <input type="checkbox"/> 修理済	円	<input type="checkbox"/> 1.破損(現物有) <input type="checkbox"/> 写真有 <input type="checkbox"/>
■		円	年 月	<input type="checkbox"/> 未修理 <input type="checkbox"/> 修理済	円	<input type="checkbox"/> 20.盗難 <input type="checkbox"/> 1.破損(現物有) <input type="checkbox"/> 写真有 <input type="checkbox"/>